

平成20年第2回（3月）みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成20年3月14日（金曜日）

議事日程 第3号

平成20年3月14日（金曜日）午前9時開議

日程第 1	発委第1号	みなかみ町まちづくり基本条例の制定について
日程第 2	議案第64号 議案第65号	平成19年度まちづくり交付金事業諏訪峡遊歩道整備工事の請負契約の締結について 平成19年度まちづくり交付金事業主要地方道沼田水上線無散水消雪設置工事の請負契約の締結について
日程第 3	議案第66号	みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第67号	みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第68号	平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 6	請願第1号	小川区内、町道小川～森原線(T-209)の融雪対策について
日程第 7	請願第2号	月夜野わんぱくクラブ(学童保育所)施設拡充に関する請願
日程第 8	陳情第1号	県道水上～戸倉線・町道栗沢～西線の渋滞・危険箇所の改良工事及び玉原トンネル促進のお願い
日程第 9	議案第48号	指定管理者の指定について（交流センター・太助の郷）
日程第10	議案第49号	指定管理者の指定について（産地形成促進施設・月夜野はーべすと）
日程第11	議案第50号	指定管理者の指定について（真沢ファーム交流施設）
日程第12	議案第51号	第1次みなかみ町総合計画の策定について
日程第13	議案第52号 議案第61号	平成20年度みなかみ町一般会計予算について 平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
日程第14	議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第57号 議案第58号 議案第59号	平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計予算について 平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計予算について 平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について 平成20年度みなかみ町水道事業会計予算について

日程第 1 5 議案第60号 平成 20 年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について

議案第62号 平成 20 年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について

議案第63号 平成 20 年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について

日程第 1 6 行政報告

日程第 1 7 閉会中の継続審査・調査申出について

日程第 1 8 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番 前田善成君	2番 阿部賢一君
3番 林彦君	4番 山田庄一君
5番 河合生博君	6番 林喜美雄君
7番 原澤良輝君	8番 穂苅清一君
9番 島崎栄一君	10番 高橋市郎君
11番 久保秀雄君	12番 小野章一君
13番 中村正君	14番 鈴木幸久君
15番 河合幸雄君	16番 鈴木勲君
17番 森下直君	18番 根津公安君
19番 速水一浩君	20番 本多秀律君
21番 倉澤長男君	22番 阿部源三君
23番 傳田創司君	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 書記	林耕平 深代和恵	議事係長	林和也
--------------	-------------	------	-----

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	小林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前 9 時 00 分開会

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

2 月下旬から、3 月上旬にかけて嵐のように吹きまくりました雪も、今はその残雪も各所で減少し、急に春めいた陽気となりました。

休会中には、各委員会議案調査のために大変ご苦労様でございました。

本日は、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しました議事日程第3号のとおりであります。

日程第3号のとおり議事を進めます。

日程第1 発委第1号 みなかみ町まちづくり基本条例の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第1、発委第1号、みなかみ町まちづくり基本条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者根津公安君より提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 発委第1号、みなかみ町まちづくり基本条例の制定について、

提案理由の説明を申し上げます。

地方分権時代の到来と共に、まちづくりも大きく変わろうとしています。

活力のあるまちづくりにとって、住民参加が大変重要視される今日、国や県の政策に対応したまちづくりから、住民が主体となり政策を提案し、それを施策に取り入れ、町民、議会及び町が協働し、実践するまちづくりに変わろうとしています。

このように時代の変遷とともに、全国的に自治基本条例を制定する市町村が増えてきました。

みなかみ町も平成18年度から自治基本条例の調査に入り、昨年から策定委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。

本条例の主旨は、前文に謳われておりますが、「自然豊かな美しいみなかみ町において、

自然と共生しながら、自助・互助・扶助の精神に基づき、心豊かな生活をおくることで、希望の町を創造する。そのためには、町民と議会、町が、まちづくりの基本理念を共有し、力を合わせて、夢と希望の持てる素晴らしいみなかみ町を築いていくこと」を目的としています。

主な条例の内容ですが、前文以下、7章25条で構成され、第1条では条例の目的や、まちづくりの基本理念を定め、町民、議会、町が協働して活力あるみなかみ町の自治の実現を図るとしております。

この目的を実現するため、第2章では、情報の共有について、第3章では町民の権利、参画及び協働について、第4章では町民・議会及び町の責務について、第5章では財政について、第6章では連携について、最終章第7章では条例の位置づけと見直しについて、規定をいたしました。

そして、最も重要なことは、条例制定はあくまで第一歩であり、今後はこの条例を活かし、町民参加のシステム作りや、そのための情報共有のあり方を検討して、育て実践していく、生きた条例にしなければならないということでございます。

このたびの条例案提出について、議員発議というのは、全国でも数例ということですが、「町民が主役のまちづくり」を文字どおり、第一歩から推進して行くには、町民の代表である議会が望ましいという検討委員会で一致した経過があるわけでございます。

大輪の花を咲かせるには、種をまいて水をあげたり、大変な労力がかかります。

まちづくりが軌道に乗るには、人材という種をまいて、情熱をかけることではないかと思います。

このような気持ちを込めて作り上げた「みなかみ町まちづくり基本条例」の理念をぜひご理解いただきまして、ご議決いただけますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発委第1号について、質疑はありませんか。

7番 原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 自治基本条例の発委について、質問させて頂きたいと思います。

これを検討するにあたっては、自治基本条例の策定委員会というのを作りまして、それが設置要項というのを作つて、第3条で町長が委員を委嘱するという形になっています。

2条では、基本条例の制定に係わる基本的な条項を検討して、その結果を町長に提言すると定めて出発したと理解しております。

今回、これが町長に提言されたのか、それともそれをしないで委員会発議というかたちになったのか、お聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 確認いたしますが、この基本条例の内容を町長に提案ということですか。

7番（原澤良輝君） みなかみ町自治基本条例策定委員会設置要項というのを作つてそれに従つて、各委員が任命をされていると思います。

それで任命された、町長から委嘱された委員がいろいろ検討されたのだと思います。

要項では、その結果を町長に提言すると定められているので、その委員会としてはそれを町長に提言したかどうかということ、それと、この発委はどういう関係があるのかということなのですけれども。

議 長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 一問一答で行いますが、この基本条例の素案が出来て、策定委員会でこれでよろしいと、総意をいただいた段階で、町長に委員長と私と、このような素案がまとめましたということで、報告はしてございます。

その時点で、提言とか、そういう状況ではございません。あくまでもできましたのを町長に報告に上りましたということでございます。

提言というのは本日、ただ今、可決して頂きました暁には、提言となって形となると思いますが、先般の状況におきましては、基本条例の素案が出来ましたということで、町長に報告という形で委員長とともに行いました。

もう 1 点目の質問をお願いいたします。

議 長（傳田創司君） 7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） そうすると、審議委員会とか委員会というのは、町長が原案を作成するために、設置をするものだと理解していたのですけれども、原案の作成段階で議会が関わってしまっては執行機関と議決機関との公正な関係が保てないのではないかと考えます。

町長提案とか議員提案とか、提案方法にはいろいろありますけれども、執行機関である町と議決機関である議会が牽制しながら、適当な緊張関係を持ちながら行くのが良いのではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 非常に良い質疑の観点でございます。

私も総務文教常任委員長といたしまして、その辺を一番憂慮いたしました。

この話をいただいたのは、昨年の春以降かと思いますが、関係当局からこのような基本条例を町・議会・一般の住民とともに議論を高めながら作り上げたいという趣旨のお話をいただきました。その中で、関係当局とお話をさせて頂いた中で、町と住民、議会、この 3 者が一体となって作り上げるのは、それは私はよろしいと思います。

しかしながら、最終的に、この条例制定が提案となるときに、もし町が、町長始め当局が提案することになるとすると、これは総務文教常任委員会としては、この策定委員会には関われませんと、それは先ほど原澤議員が質疑で申されましたように、やはり我々は、当然条例事項ですから、議会の議決を必要といたします。

その中で、我々は当然、この基本条例というのは、総務文教常任委員会の中で付託され、精査して、採決する立場にあります。その立場にある者が、一緒に策定に関わることは出来ませんと申し上げました。

しかしながら、昨年から、自治法の中で、委員会条例が見直されまして、委員会として、政策として、提案が出来るということが新しく加わったわけでございます。

その一例としては、昨年 12 月に行財政改革特別委員会が、委員会として提案をされました。それと同じように、総務文教常任委員会としても、町・住民・議会と一緒にともに

手を携えて、政策立案していこうと、そういう中で最終的に提案というのは、住民の代表である議会、所謂、今回は総務文教常任委員会ですが、提案していくのは、これはまた新しい形として良いことでだろうと。

政策を立案して、その政策を遂行していくと、これについては基本条例の中でも議会の責務の中で13条の中で規定してありますが、審議能力あるいは政策提案能力を高めていくと、こういった趣旨に私は準用すると思います。

そういった中で、議会提案であるのであれば、これは良いでしょう、しかしながら、町が最終的に提案するのであれば、議会としては控えますという、そういう始めの第一原則の中で出発した背景があるわけでございますので、ご理解をいただきまして、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7番 原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 委員会発議が出来るという条例が決まったのは昨年のことだと思っていました。その委員会発議というのはですね、総務文教常任委員会が総務文教常任委員会として議論をしたことを委員会発議すると、これは正当なことだと思います。

ただ、ほかの町長に委嘱されて、策定委員会を作つて議論した結果を、それを委員会発議として出すと言うことは、これはちょっと筋近いではないかというふうに考えます。

議会で議論をする前に、そういう形で同意を得ていれば、何ら議会で議論する意味がないというか、議会で議論する根拠そのものがなくなってしまうような感じがします。

ですから、これは策定委員会設置要項に基づいて、策定委員が議論した結果であるので、それはそれとして町長に提言をしてもらうと、そういうふうなことが正当じゃないかと思います。途中から総務文教常任委員会が横に入って、委員会でいかにも議論したようななかたちで提案するのはおかしいというふうに考えます。

議長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） まず、2つ原澤議員は誤解されている部分があると思います。

まず一つは町長が素案を作つたり、提案したりしている事実はございません。

これは一から、やはり町・議会・住民の方と作り上げてきたものでございますから、このまちづくり基本条例の中には、町長はこれこれこうしていただきたいと、そういう旨は入つておりません。

また、途中から総務文教常任委員会が参加したというようなお考えのようござりますが、当然一から総務文教常任委員会はこの議論に加わっておりましたし、その提案の仕方についても、これは一番始めの当初から、この方法で行くけれども良いかと、問題はないかというところでお互に確認をし合つて出発をしてきております。

また、最終的にこの提出の確認については、住民の方も勿論含めまして、いろいろ議論、審議をしていただきまして、本来であれば、住民そのものが自ら発議を起こしてやることが望ましいですよと、しかしながら、まだ現実には住民の方が発議を起こす行動においては時間がかかるてしまうと、こういった中で、住民の代表である議会が、皆さんのが是非とも出して頂きたいという強い意思、合意、総論を整えて、総務文教常任委員会でそれでは提案しましょうと、こういった経過があるわけでございますので、その辺の所をよくご理

解をいただきまして、納得して頂きたいと思うわけでございます。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発委第1号の質疑を終結いたします。
これより発委第1号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発委第1号の討論を終結いたします。
発委第1号、みなかみ町まちづくり基本条例の制定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」両方の声あり）

議 長（傳田創司君） 異議がありましたので、発委第1号、みなかみ町まちづくり基本条例の制定についてを起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、発委第1号、みなかみ町まちづくり基本条例の制定については、原案のとおり、可決されました。

**日程第2 議案第64号 平成19年度まちづくり交付金事業諏訪峡遊歩道整備工事
の請負契約の締結について**

**日程第3 議案第65号 平成19年度まちづくり交付金事業主要地方道沼田水上線
無散水消雪設置工事の請負契約の締結について**

議 長（傳田創司君） 日程第2、議案第64号、平成19年度まちづくり交付金事業諏訪峡遊歩道整備工事の請負契約の締結について、日程第3、議案第65号、平成19年度まちづくり交付金事業主要地方道沼田水上線無散水消雪設置工事の請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第64号、65号について一括してご説明申し上げます。
まず、議案第64号でありますが、本件は、落石の危険のために平成18年10月から交通止めになっている諏訪峡遊歩道の一部を開通させるために、まちづくり事業として行

うものであります。

工事区間の延長は、危険箇所の237mであり、遊歩道の一部を落石の危険のない高い位置に移動し、もみじ公園の上部に抜ける歩道を整備するものであります。

この危険区間が解消されると、水上温泉郷の人気スポットが復活し、地域に一層の活気が戻ることが期待されます。

つきましては、平成20年3月13日指名競争入札に付した本事業について、みなかみ町川上32の20番地、泉土建株式会社(代表取締役腰越克彦)と請負金額6,856万5千円で、請負契約を締結するにあたり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

つづいて、議案第65号でございますが、本件は、水上駅前の県道の無散水消雪施設整備を行うものであります。

以前から、県に対しては、無散水消雪施設整備の要望を継続して上げているところであります、県では、散水による既設の消雪設備があることから、無散水施設の整備については当分予定していないという見解であります。

しかし、駅に降り立った観光客の方々に、散水施設の消雪パイプから出る水を避けながら歩いていただくのは、観光地としてのおもてなしの心に著しく反するものであり、無散水施設を整備してほしいと、再三再四、地元商店街や多くの観光事業者から要望があがつており、放置できない問題でありますので、今回まちづくり交付金事業によって施工することとしました。

この整備によって商店街側に3メートル幅の歩道が出来ることから、駅前の大幅なイメージアップが図ることができます。

つきましては、平成20年3月13日指名競争入札に付した本事業について、みなかみ町湯原45番地、須田建設株式会社(代表取締役須田高幸)と請負金額5,250万円で請負契約を締結するにあたり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、本2件は、条件付き一般競争入札の対象となる建設工事ですが、まちづくり交付金事業が、第3回都市再生整備計画の変更認可及び用地確保の遅延により、条件付き一般競争入札に付する時期を逸したため、やむなく指名競争入札にすることにいたしました。

このことをご理解いただき、以上2件について、よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第64号について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） 64号の議案について、お尋ねしますが、今、お聞きのところ、条件付き一般競争入札をすべきのところを指名競争入札としたということで説明がありました、その内容については全く触れられておりませんので、予定価格はどうであったのか、指名入札の業者とされた者は、どこの誰であるか、それと同時にそれぞれの入札者の価格について、ご返事願いたいと思います。

議長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長（若桑一雄君） 予定価格は、ここでは公開しておりませんので・・・。

9 番（島崎栄一君） 公開するんだよ。ふざけんなよ。

地域整備課長（若桑一雄君） そうしましたらですね、予定価格は大至急調べまして申し上げます。

9 番（島崎栄一君） 今、決めなくちゃダメなんだ。

地域整備課長（若桑一雄君） 失礼いたしました。予定価格でございますけれども、税込み価格で6,874万3,500円です。指名業者数ですけれども、8社ございまして、みなかみ町で定めております、Aクラス業者全員でございます。

8 番（穂苅清一君） どこの誰だか、8社だけでは分からぬ。

地域整備課長（若桑一雄君） 増田建設株式会社、須田建設株式会社、木村建設株式会社、泉土建株式会社、杉木土建株式会社、木内建設株式会社、上毛建設株式会社、清滝建設株式会社、以上8社でございます。

8 番（穂苅清一君） 価格も聞いたのだけど。

地域整備課長（若桑一雄君） 価格は最終のものでよろしいでしょうか。

税抜きで6,530万円で、泉土建が落札しております。よって、他の入札価格はそれ以上の金額です。

9 番（島崎栄一君） 言えばいいじゃん。

地域整備課長（若桑一雄君） これはまた後日、閲覧というかたちでお願いできれば有り難いですけれども。

9 番（島崎栄一君） 今！有り難くない！言って、言って。議会で公開したっていいじゃん。隠す必要ないんだよ。

議 長（傳田創司君） 質問者以外は、静肅に願います。

8 番（穂苅清一君）

私の質間に答えていないようなのでちょっと困りますけれども、公にされて然るべきことであろうと私は考えております。談合の疑いでもあるのでしょうか。お聞かせ下さい。

地域整備課長（若桑一雄君） 申し上げます。増田建設6,580万円、須田建設6,540万円、木村建設6,560万円、泉土建6,530万円、杉木土建6,550万円、木内建設6,570万円、上毛建設6,550万円、清滝建設6,560万円でございます。

8 番（穂苅清一君） 何回目なのか、返事がなかったのですが。

地域整備課長（若桑一雄君） 3回目でございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9 番（島崎栄一君）

指名競争入札になったっていう理由を何か町長が言ったようなんですけども、何で一般競争入札ではなくて、指名競争入札になったか理由がよく分からなかつたんで、もう一度説明して欲しいのが一つ。それから道路特定財源の暫定税率が廃止になるとこのまちづくり交付金事業っていうのは影響が出るのかどうか、その2点お願いします。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長（若桑一雄君） 一般競争入札に付さないで、指名競争入札をした理由でございますが、

昨年9月に条件付き一般競争入札制度を制定しまして、2千万円以上の工事につきましては、一般競争入札という道を開けたわけでございます。

それで一応、一般競争入札に付するべくいろいろ努力をしたわけでございますが、当該工事は地権者が相当数おりまして、そういったことで相続関係でなかなか折り合いがつかなかつたということが、それが引っぱっちゃったということが原因でございます。

それと尚かつ、繰越明許の場合で行きますと、本日まで3月14日までに契約を締結しないと国の方で繰越明許を認めないということもございます。

また、今までの指名競争入札と違いまして、条件付き一般競争入札は、条件を公告いたしまして、それで閲覧だとか、その入札毎の申し込みと言いますか、参加申請書の交付だとか、質問書の受付等々ございまして、最短で土日の関係がございますけれども、最短で23日を要すると、一般的には30日要するわけでございますけれども、そんなことで、そういった告示行為をして、申込みを受け付けて、それと質問票の受付・回答等を踏まえますと、23日、まあ一般的には30日と言わわれておりますけれども、それまでを要するということから、間に合わないということから、一般競争入札を断念せざるを得なかつたということでございます。

まちづくり交付金事業は、特定財源で、新聞に載ったかと思いますけども、影響はもろに受けると思います。今年度はないです。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 最短で23日必要だということで、間に合わないのでって言うことなんですが、間に合うように予定を組んでやればいいし、地権者、相続関係があつたっていうんですけども、そういうのも、前からそういうことがあるって分かってたわけですから、もうそういうのをちゃんと段取り良くやれば、別に日程は取れたと思うんですけども、どうして、そんなに時間が取れないような仕事の仕方になっちゃってるんですか。

議長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） 地権者の相続に問題があつてというのではなくて、相続間の中で問題があつたと、まあなかなか身近な人ほどいろいろな葛藤がございまして、その調整がつかなかつたと、それでそれについては町が立ち入れるべきことではございませんので、相続権者双方の話し合いということもございます。

そんなことから、いずれにしても見通しがつかなかつた、2月末まで延びたと、結果的には片方については、全筆売ると、残りについても寄付すると、片方については売るか、貸すかという判断を最後に仰ぎまして、それを受けて、指名競争入札に付したということでございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） 先ほどの答弁の中で、A社が8社ということで説明がありましたが、Aは他にもあるのか、ないのかっていうことと、この入札した8社の中にはAクラスでない法人が含まれているように私は思うのですが、その点、私が知っている情報では間違っているのかなというような感じがするんですけども、お答え願いたいと思います。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） みなかみ町がランク付けをしております評点から追いまして、参加できる業者のA社全体、等級がAクラスということでございます。それがみなかみ町は現在8業者ございまして、それが全社ということでございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 直接的なことではないのですけれども、今の質疑と答弁の中で、ちょっと理解できない部分が2点ほどあったのですけれども、予定価格の公表をしているのにもかかわらず、すぐ言ってもらえなかった点と、もう1点は業者の入札の価格に対しては、閲覧してくれというような発言があったのですけれども、それは訂正されて、ここで公表をされたのですけれども、その先ほど住民自治基本条例を議決をしたわけですよ。

そういう中に議会の責務というのがあるわけです。やはり我々は町民に情報を伝えたりしなければならないということ、議会が最高議決機関であって、我々が議会が決めたことを私たちは執行しているんだというのが、町の見解になるわけですよね。

この場できちんと決められる、あなた方が決めてくれたから、私たちの提案を決めてくれたから、私たちは執行しますよということだと思うんです。

にもかかわらず、どうもこの議会、情報の公開というものが今一、公平にされていないという感覚を持つように思うのですけれども。

その辺もう少し、我々が決めるという今の立場の中で、きちんとこれからは議会に情報の開示というものをきちんとするんだという姿勢をこの場で示してもらわないと、一々閲覧をしろなんていうこと自体が、私はどうも納得のならない部分なのですけれども。

その辺について、今後の対応というものをきちんとやるということがなければ、この入札を一つの機会として、申し上げたいと思うのですけれども、その点は今後はどういうふうに対応するかなのですけれども。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 情報は公開していますから、それは別に何も隠すこと何もありません。

閲覧もそれは一つの答弁ではないですか。

要するに議案として整っている内容については説明しているわけですから、その裏付けで、ここで答弁しても良いし、だから閲覧なら閲覧して下さい、全部公開していますから、これはこれで良いのではないですかね。冒頭、今高橋議員がどういうふうにご心配されたかしれませんけれども、隠すとかそういうことはしませんから。

議 長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） そうしたら、ここで体会にして、閲覧してからでなくては採決できないっていうような判断をされてもやむを得ないっていうことになりますよ。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 先ほど全協がありまして、今日ですね、これが初めて見たんですね。全協でいろいろ事前に聞ければ、そのときいろいろ聞こうと思ったんですけども、議長の方か

ら、質疑については本会議でやってくれということで、本会議になったわけですよ。

そういう中で、聞かなくっちゃ良いか悪いか判断できない、そういう中で閲覧っていうことは議決後ですよね。議決後に見てくれっつうことじゃ、決める前に情報を見なくちゃ判断できないのに閲覧してくれっていうのは理屈が合わないんじゃないんですか。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 議案なら議案について、ご審議いただく内容というのは全部出ていますよね。だから、一つの閲覧ということについても、それはまた別にこちら側としては、悪いことじゃないのではないのですか。閲覧じゃ分からぬよ、ちゃんと公開しろよということで、公開なら公開しましたよね。それで良いのではないですか、別に。閲覧もあれば一つの情報として開示する手段ですから。

9番（島崎栄一君） じゃあ議決する前に休会にして行かなくちゃならない。

議長（傳田創司君） ちょっと待って下さい。静肅に願います。

町長（鈴木和雄君） それは、そういう要求があれば、またそういうのもしようがないではないのですか。要するに、閲覧も一つの私はちゃんとした公開だと思いますけれども。

議長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に議案第65号について、質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 65号のですね、指名競争入札なんですけども、まず何社なのか、それからその会社名、それからその内の町内業者は何社なのか、4つ目は予定価格を教えて下さい。なぜ一般競争入札をしないのか。その5項目、お願いします。

議長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） 指名業者は先ほど申し上げました8社でございます。

ただし、指名通知の中に、順番で取ったものについては今回の本議案のものについては参加資格がない、指名がなかったものとするという条件でございますので、1社おちまして、泉土建株式会社がそこから外れまして、7社で行いました。

まず、入札の価格でございますが、増田建設5千25万円、須田建設5千万円、木村建設5千20万円、杉木土建5千20万円、木内建設5千30万円、上毛建設5千45万円、清滝建設5千40万円、以上でございます。

予定価格でございますけれども、税込み価格5,282万5,500円でございます。
入札回数は3回でございます。

一般競争入札をしないで、指名競争入札にした理由でございますけれども、一応、本事業は平成19年度の第3回都市再生整備計画の変更認可を要するということが条件でございまして、変更認可がいつ来るのかということでございました。

当初は3月4～7日にかけて国、県の方でよこすのではないかということでございましたけれども、一応3月10日という結論になりました。

要は変更認可が下りないと発注できないということから、先ほど申し上げました時間的に余裕がなかったと、要は契約の日が認可以降であれば結構なものですから、そんなことで 23 日を要する一般競争入札につきましても、いつの認可という日にちを斟酌して、一般競争入札に付さないで、指名競争入札に付したということでございます。

議 長（傳田創司君） 9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 先ほどの 64 号もそうですし、今回の 65 号も予定価格と入札の価格の差が非常に少なくてですね、計算機がないんで分からんんですけども、結構 100% に近い 98 とか 97 だと思うんですよね。どうしてそんなふうに落札率が高くなってしまうのか。

それから、時間がないってことなんんですけども、時間がないから指名にしたっていうんですけども、この無散水の工事にしても、無散水の工事する場合にですね、入札する場合は、どういうことをして、どういう工事をして、人工がどのくらいかかるって、材料費がどれくらいかかるって、そういう積算をして、入札業者は値段を入れると思うんですよ。そういう意味では、もの凄く結構、時間がかかる話だと思うんですよね。

それなのに、入札については時間がないから指名にしましたっていうけども、じゃいざやってみると、そんなに時間がないのに、ぱっと 8 社が、値段をぱっと出してくるっていう、その辺なんか不自然なんですか、どう思いますか。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） 指名については、2月 29 日に出しまして、入札は 13 日ということで定められた日にち、要は設計金額に対する日にちは取っているということでございます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 予定価格を定めて、入札をして決まった金額ですよね。それをどう思うかって言われても、それは困りますね。予定価格の中でありますから、それはそれで良いのではないですか。中身について、どうこうは私の立場としては、何も言うことはありません。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 65 号の質疑を終結いたします。

これより議案第 64 号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8 番穂苅清一君。

（8 番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） 議案第 64 号、2007 年度のまちづくり交付金事業諒訪渓遊歩道整備工事の請負契約の締結について、反対いたします。これについては、先程来の質疑の中にも、若干出ておりましたけども、契約の金額 6,856 万 5 千円っていうことで、契約がされようとしております。

落札率を先ほど聞きますと、かなりの高い水準になっております。しかも A クラス 8 社というものについての中身が、私は非常に不透明な基準を作つてあるのかなという感じを

持っているわけです。

これについては町だけのAクラスっていうことで考えるわけですけども、町でのランク付けですね。本来であるならば、指名競争入札に関しては経営審査というものを受けておりまして、その経営審査の中でA、B、C、Dのクラスが全部付けられております。

この8社については、すべてAクラスにはなっておらないと私は思います。

そういう点で考えた場合に、非常に不明瞭な指名をしているとしか、私は考えられません。本来であるならば、一般競争入札、条件付きであってもですね、それをすべきであり、一昨年からですか、一般競争入札を導入するっていうことでもって、答弁しておりましたけども、なかなかそれが実行に移れないということが、この事案を見ても感ぜられるわけです。

そういう点で、金額も多い、そして、そのことが無駄遣いにもなり、経費の節約にもならないという指名競争入札、この制度については、一刻も早く改善すべき必要があります。

そういう点で考えた場合に、この年度末に来ての慌ただしい中での議案が出されることについては賛成することが出来ません。以上で反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

14番 鈴木幸久君。

（14番 鈴木幸久君登壇）

14番（鈴木幸久君） 議案第64号について、賛成の立場で討論させて頂きます。

まず、昨今大変厳しい状況にある旧水上観光に関してなのですが、当該の諏訪峡に関しては、本来のみなかみ町の入口の大拠点でございまして、これが落石のために通行止めになったときから、一日も早く再開できるように、これは私たち、旧水上出身の議員は勿論ですが、各区やいろいろなところから陳情が出ております。

そして、それを区のものや私たち議員、観光業者、いろんな立場、いろんな切り口から、町に一日も早く、一番大事なのは一日も早くこれを再開して欲しいと、そして何とか、水上観光を盛り上げて欲しいと、そういうことを熱望してまいりました。

その観点から、この議案に関しては、議員皆様のご理解をいただいて、賛成をよろしくお願いします。

そしてですね、本来は賛成討論とは、ちょっと角度を変えてしまうのですが、先ほど、穂苅議員の一般競争入札云々ありますけれども、もしこれが手続きどおりやってですね、一日のロスでもって、この補助金が利用できなくなったり、また契約の時に1ヶ月、2ヶ月というこれが延びるとした場合に大変な事態が、今のみなかみ町では考えられます。

先ほど申し上げましたように、一番大事なのは、一日も早い事業の契約、これを切に町に要望してまいりました。それを付け加えまして、賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。

議長（傳田創司君） 議案第64号、平成19年度まちづくり交付金事業諏訪峡遊歩道整備工事の請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第 64 号、平成 19 年度まちづくり交付金事業諏訪峡遊歩道整備工事の請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第 65 号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 65 号の討論を終結いたします。

議案第 65 号、平成 19 年度まちづくり交付金事業主要地方道沼田水上線無散水消雪設置工事の請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」、両方の声あり）

議 長（傳田創司君） 異議がありましたので、議案第 65 号、平成 19 年度まちづくり交付金事業主要地方道沼田水上線無散水消雪設置工事の請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第 65 号、平成 19 年度まちづくり交付金事業主要地方道沼田水上線無散水消雪設置工事の請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 66 号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について

議 長（傳田創司君） 日程第 4、議案第 66 号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第 66 号について、ご説明申し上げます。

本件は、職員手当の中に地域手当を加える条例の一部改正であります。

地域手当は、民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給される手当であります。

近年、本町職員の中にも、後期高齢者医療広域連合や群馬県庁への派遣で前橋に勤務する者が出てまいりました。そういう実態を踏まえて検討された県町村会の理事会の協議結果に従い、該当職員に地域手当を支給しようとするものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。

議案第66号について、質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2番（阿部賢一君） 議案第66号について、何点か質問させて頂きます。扶養手当の次に地域手当という提案理由の説明なですけれども、この民間の賃金水準を基礎とするという、基準の算出基礎というか、その基礎を決定するのはどういうところで、誰が決定するのかということと、地域における物価等を考慮しの「物価等」というものには何が含まれるのか、それと地域手当を設けることによって、人件費がどのくらい増加が見込まれるのか、以上3点について質問いたします。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 基準ということなのですけれども、基準は国が定めてございます。

所謂、地方公務員の場合は、国家公務員に準じたですね、企業水準になっておりましたが、都市部と地方の賃金格差が大きいということで、地域手当の制度が導入されております。

因みに群馬県では、前橋市、高崎市、太田市の一部で、手当の額が3%ということになっております。

現在、2名の職員が前橋の方に派遣になってございますが、年間で給料によって変わるもので、給料が30万円ぐらいですね、凡そ年間15万円ぐらいになるということですから、2人ですから予算に跳ね返るのは30万円位ということになります。以上です。

議長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2番（阿部賢一君） 物価等の「等」には、どういうものが含まれるのかというのは。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 物価等ということなのですけれども、この3%という率は、国の基準で決められてしまうものですから、国が定めてしまうのですね。

2番（阿部賢一君） 具体的には、総額で3%を超えない範囲内で抑えてしまうという解釈でしょうか。

総務課長（鬼頭春二君） 町が周辺の物価等を調べて、率を決めるとか、そういう話ではないですね。国がもう既に例えば、東京だと、十数パーセント、群馬の前橋だと3パーセントと、地域ごとに定めてしまうものですから、各自治体で地域手当の率を決めるという話にはなかなかならない状況でございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

12番小野章一君。

1 2 番（小野章一君） この関係につきましては、今総務課長から、阿部賢一議員の質問に答弁があつたわけですけれども、私も同じく考えております。

そんな中で今ちょっと気になつたことは、この人事院の決定の中で、公務員の給与等は決まつてゐるわけです。

またそんな中で、手当等もいろいろ今回提案されている地域手当等を考える中で、いろいろあるわけですけれども、やはり先ほど町長からの説明がありましたとおり、県庁に出向している、また広域連合の方に出向している方々の手当を出すのだということありますけれども、これは一つは人事院の決定もあると思いますけれども、今回解除されました、職員の手当等を考える中で、地方自治体の財政規模の中で決定と言うことがあつたかというふうに思います。

それはやはり今まで決定されたものを地方自治体の財政規模によって、変更できる部分、必ずしもそれに従わなくてはならない部分が含まれているのではないかと思いますけれども、この案件につきましては、県庁出向という中の面、理解できますけれども、その辺のところをお聞きしたいと思いますけれども。

議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 人事院勧告、国の公務員に対して勧告していると、それを地方が総て 100% やるのかどうかということによろしいのですか。基本的には、小野議員の仰るとおりだと思います。

ただ、今まで地方も国に右へならえみたいなところがありまして、人事院勧告に準じた給与改正を行つてきていると思います。

ただ、地方がこういう財政が特に厳しくなつてきて、100% 実施できないということは、多々あると思いますが、みなかみ町についても、19年度の給与改正については、19年の1月からということで9ヶ月遅れで実施させているような状況もございます。そういうことは、これから多々考えられると思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 66 号の質疑を終結いたします。

これより議案第 66 号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 66 号の討論を終結いたします。

議案第 66 号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第 66 号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いては原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第5、議案第67号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第67号について、ご説明申し上げます。

群馬県では、小口資金を含めた制度融資について、平成15年度から今年度まで景気情勢等を踏まえ、借換え制度を実施してまいりました。

依然、中小企業を取り巻く経済環境は厳しいものがあることから、平成20年度においても借換え制度を継続することとなりました。

これを受け、みなかみ町におきましても、小口資金の借換え制度を一年間延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようにお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第67号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。
これより議案第67号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第67号の討論を終結いたします。
議案第67号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計 補正予算（第1号）について

議 長（傳田創司君） 日程第6、議案第68号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第68号について、ご説明申し上げます。

既定の予算に、歳入歳出それぞれ2,768万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,291万9千円とするものであります。

すでに、ご報告申し上げました、第2配湯所貯湯タンクの本復旧に伴う工事費が主であります。歳入は、基金繰入金2,760万円と財産収入8万9千円であります。

歳出は、温泉総務費で職員人件費35万6千円、温泉管理費で、貯湯タンクの復旧工事費2,580万円と、それに伴う設計委託料180万円が主なものであり、第2表繰越明許費については、突然の事故によるものでありますのでご理解をいただきますようお願い申し上げます。

春の行楽シーズンには、安定した温泉の供給ができるよう工事を進めてまいりますので、よろしくお願ひを申し上げて、提案理由の説明といたします。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第68号について、質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） これは猿ヶ京の第2配湯所の新設工事だと思うのですけれども、最近いろいろな技術が発達をしていると思うのですけれども、これから始める工事のタンク自体の耐用年数等は何年くらいを見込んだものを設計しているのか、お聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長木村一夫君。

（観光商工課長 木村一夫君登壇）

観光商工課長（木村一夫君） 材質は、FRPで予定しております。温泉研究所等に成分的に検討して頂いた結果、FRPが猿ヶ京の温泉には適しているという判断でございます。

今までのは鉄製でございました。大体30年ぐらいはFRPは保つと思っておりますけれども、紫外線の対策で近い将来にワイヤーを掛けた保護する等も考えております。

それで耐用年数を延ばしていきたいと考えております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 温泉の管理については、大体みなかみ町内、ほかは民間でいうんですか、自主的な運営が多いんですけども、ここ唯一ですね、町営でやっていると思うんですけど

も、その辺の統一ってことを考えると、今後は住民または利用者の方に委託するっていうんですか、があるかと思うんですけども、その辺の予定、または考え等はどうなってるんでしょうか。

議長（傳田創司君） 観光商工課長木村一夫君。

（観光商工課長 木村一夫君登壇）

観光商工課長（木村一夫君） そのとおりだと思います。町営でやっておりますのは、猿ヶ京地区の集中管理だけでございます。水上温泉については共有の皆さんのが管理をして頂いているということでございます。

先だって、産業観光常任委員会の視察でも伊豆の方に行かせて頂きましたけれども、将来的には民間の方々がやられるのが望ましいということで、地元でも会合もお持ちになって検討されているようでございますので、そういった意見をいろいろお聞かせいただいて、勉強していきたいと思っております。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

これより議案第68号について、討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

議案第68号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 請願第1号 小川区内、町道小川～森原線（T-209）の融雪対策について

議長（傳田創司君） 日程第7、請願第1号、小川区内、町道小川～森原線（T-209）の融雪対策についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました、請願第1号、小川区内、町道小川～森原線（T-209）の融雪対策について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本請願は、冬期間における町道小川～森原線の融雪対策を求めるものであります。

担当課より、現状は町で除雪を行っているが、国道 291 号線より 300m くらいまでが日当たりが悪く利用しづらい、砂を置いて対処している、融雪のための水利がないとの説明を受け、各委員からはこまめに除雪をする、塩化カルシウムを置く、地域住民にも協力していただき、より有効な融雪対策を検討したい等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は全会一致を以て、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告いたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

請願第 1 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第 1 号の質疑を終結いたします。

これより請願第 1 号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第 1 号の討論を終結いたします。

請願第 1 号、小川区内、町道小川～森原線（T-209）の融雪対策についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号、小川区内、町道小川～森原線（T-209）の融雪対策については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第 8 請願第 2 号 月夜野わんぱくクラブ（学童保育所）施設拡充に関する請願について

議 長（傳田創司君） 日程第 8、請願第 2 号、月夜野わんぱくクラブ（学童保育所）施設拡充に関する請願についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました請願第 2 号、月夜野わんぱくクラブ（学童保育所）施設拡充に関する請願について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

請願の願意は、「女性の就労増加に伴い、放課後児童クラブの利用者数が増えており、現在、利用希望者全員を受入れられないという現状なので施設拡充により、定員を増やし、

利用希望者を受け入れていただきたい。」というものでございます。

まず、学校教育課より、現状と今抱えている問題点の説明を求めました。

わんぱくクラブは、平成18年4月に現在の場所に新築移転をし、一日平均26～27名程度の学童が利用しており、段々手狭になってきたということです。

その中で、20年度には新1年生16名の入所希望があり、定員の40名を超えてします。

特に悪天候の時には、部屋で過ごす時間が多いため、今でも窮屈であるということですが、4月からの対応としては、悪天候の時には、近くの町組第一会館と分けて、当面の間、利用するそうです。夏休みの期間中は、利用者が平日よりも増えるので、名胡桃児童館を借用したいという考えでいるということでございました。

具体的に、どのような拡充が望ましいのかは、今後の課題と検討としても、学童保育所の拡充は、少子化対策の重要な施策という観点に意見が集約され、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告いたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

請願第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第2号の質疑を終結いたします。

これより請願第2号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第2号の討論を終結いたします。

請願第2号、月夜野わんぱくクラブ（学童保育所）施設拡充に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号、月夜野わんぱくクラブ（学童保育所）施設拡充に関する請願については、採択とすることに決定いたしました。

日程第9 陳情第1号 県道水上～戸倉線・町道粟沢～西線の渋滞・危険箇所の改良工事及び玉原トンネル促進のお願いについて

議 長（傳田創司君） 日程第9、陳情第1号、県道水上～戸倉線・町道粟沢～西線の渋滞・危険

箇所の改良工事及び玉原トンネル促進のお願いについてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました陳情第1号、県道水上～戸倉線・町道栗沢～西線の渋滞・危険箇所の改良工事及び玉原トンネル促進のお願いについて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本陳情は、藤原地域の道路整備の促進を求めるものであり、玉原トンネルのように、県の指導と協力を得なければならないものと、栗沢～西線の整備のように、町で対応できるものとに大別できると思います。

玉原トンネルについては、沼田市、みなかみ町で促進期成同盟会を立ち上げ、早期実現に向けて努力をしていますが、県に関わる事案については、さらに県に強力に要請をしていく。西線の融雪対策については、20年度予算で熱源施設の基礎を作り、21年度熱源を設置し、供用を開始する。また、落石については、春先、雪が溶けたら山の斜面を点検し、危険箇所を排除するとの説明を受け、以上質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情1号の質疑を終結いたします。

これより陳情第1号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第1号についての討論を終結いたします。

陳情第1号、県道水上～戸倉線・町道栗沢～西線の渋滞・危険箇所の改良工事及び玉原トンネル促進のお願いについてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号、県道水上～戸倉線・町道栗沢～西線の渋滞・危険箇所の改良工事及び玉原トンネル促進のお願いについては、採択とすることに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。10時40分より再開いたします。

(10時25分 休憩)

(10時40分 再開)

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 議案第48号 指定管理者の指定について（交流センター・太助の郷）

議 長（傳田創司君） 日程第10、議案第48号、指定管理者の指定について（交流センター・太助の郷）を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、6番林喜美雄君の退場を求めます。

（6番 林喜美雄君除斥）

議 長（傳田創司君） 所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました議案第48号、指定管理者の指定（交流センター・太助の郷）について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

現在、農産物生産者の会に、年間100万円で指定管理をしているものが、平成20年3月31日をもって、指定管理機関が満了するため、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間、同じく農産物生産者の会に年間100万円で指定管理の指定をしようとするものであります。

地代は、どこでいくら支払いをしているのかとの質問があり、年間89万2千円、町で支払いをしているとの説明を受け、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第48号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

これより議案第48号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案48号、指定管理者の指定について（交流センター・太助の郷）を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、指定管理者の指定について（交流センター・太助の郷）は原案のとおり可決されました。

6 番林喜美雄君の除斥を解きます。
(6 番 林喜美雄君 入場着席)

日程第 11 議案第 49 号 指定管理者の指定について（産地形成促進施設・月夜野は一べすと）
議案第 50 号 指定管理者の指定について（真沢ファーム交流施設）

議長（傳田創司君）　日程第 11、議案第 49 号、指定管理者の指定について（産地形成促進施設・月夜野は一べすと）、議案第 50 号、指定管理者の指定について（真沢ファーム交流施設）、以上 2 件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員会久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君）　本委員会に付託されました議案第 49 号、指定管理者の指定（産地形成促進施設・月夜野は一べすと）について、議案第 50 号、指定管理者の指定（真沢ファーム交流施設）について、2 議案一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず議案第 49 号、指定管理者の指定（産地形成促進施設・月夜野は一べすと）について、申し上げます。現在、月夜野振興公社に年間 468 万円で指定管理をしているものが、平成 20 年 3 月 31 日をもって、指定期間が満了するため、平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 3 年間、年間 237 万円で月夜野は一べすと農産物直売処理用組合に指定管理の指定をしようとするものであります。本年末までは、月夜野振興公社が指定管理を受けておりましたが、効率的な運営を図ることから、月夜野は一べすとに農産物直売所利用組合に指定管理を変更するものであります。

19 年 4 月 1 日より、利用料金を町内全施設 15% に統一をし、13% を月夜野振興公社に、2% を農産物直売所利用組合で手数料として取っていましたが、本年度より農産物直売所利用組合が指定管理を受けるため、15% すべてが農産物直売所利用組合に入るため、指定管理料を大きく引き下げたものであります。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 50 号、指定管理者の指定（真沢ファーム交流施設）について、申し上げます。現在、株式会社月夜野振興公社に年間 1,300 万円で指定管理を指定しているものが、平成 20 年 3 月 31 日をもって、指定管理期間が満了するため、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 5 年間、指定管理料 0 円で、株式会社月夜野振興公社に指定管理者の指定をしようとするものであります。

担当課より、指定管理者の選定に当たっては公募をし、7 社より問い合わせがあり、現在行っている 1 名の職員も引き上げる。民間の経営能力を活用し、経営の改善を図りたいとの説明を受け、各委員からは棚田・畑の貸出しを行っているが、畑については総て借り手がなく困っている、水利の問題はあるが、棚田として活用してはどうか等の意見があり、

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

指定管理者の指定については、指定管理料の他に、地代は町で負担をしているなど、会計が複雑な部分も見受けられる。地代など運営に必要な経費は、指定管理料に入れて、より簡潔で透明な会計処理を行うよう要望し、以上申し上げ、委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第49号について質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） 今、報告を聞きますと、月夜野振興公社に458万円指定管理料を払っておりまして、それが今回は237万円ということで、半分近くになるということは今までかなり高額の指定管理料が多すぎたってことで、無駄があったのかってことで解釈して良いのかどうか、ちょっとその点、分かりませんのでお聞きします。

議 長（傳田創司君） 産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 報告の中でも申し上げましたように、昨年までは月夜野振興公社が指定管理を受けて、手数料15%のうちの13%を振興公社、2%を利用組合と、こういうかたちで分担をしていました。これは一つの農産物直売所利用組合に統一をすると、そのことによって効率的な運営を図ると、このことによってですね、大きく指定管理料を引き下げるということあります。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

次に議案第50号について、質疑はありませんか

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 今まで1,300万円という指定管理料だったのですけれども、これから0円になるということについて聞きたいと思います。それから地代については町が払っているのですけれども、それも含めて0円ということですか。

議 長（傳田創司君） 産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 建物の土地の大部分については、町有地であります。棚田、それから畑については、民地であります。これらについては借り上げをしているということであります。どこでそれの支払いをこれからするかということについては、それらについては、そこまでの議論をされておりませんので答弁は控えさせて頂きたいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

これより議案第49号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、指定管理者の指定について（産地形成促進施設・月夜野は一べすと）を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、指定管理者の指定について（産地形成促進施設・月夜野は一べすと）は原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第50号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ないようですので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。

議案第50号、指定管理者の指定について（真沢ファーム交流施設）を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、指定管理者の指定について（真沢ファーム交流施設）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号 第1次みなかみ町総合計画の策定について

議 長（傳田創司君） 日程第12、議案第51号、第1次みなかみ町総合計画の策定についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました議案第51号、第1次みなかみ町総合計画の策定について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

このたびの総合計画は、合併した3町村の一体性の確立と、地域の均衡ある発展を目的に、新町を建設していくための将来像や、基本方針を定めるとともに、合併特例法に基づく様々な財政支援を受けるため、重要な計画であり、基本計画の期間は、平成20年から29年までの10年間とするものでございます。

本計画は、基本構想と基本計画で構成されておりますが、特に議決の対象となるのは、

基本構想でございます。まず、総括的な説明を総合政策課より求めました。

主立った質疑では、男女共同参画が基本目標に入っていないのは何故かについては、基本目標には現れませんが、第6章の住民参加のまちづくりの中で取り上げています。

しかし、基本目標にないと弱い感じがするという意見がありました。

また、町の将来像に平和宣言を入れて頂きたいとの意見には当然平和を守っていくことを前提で作成しているので、ご理解をいただきたいとのことでございました。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は賛成多数を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入れます。

議案第51号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 序論の14ページなですけれども、人口の推計を戸毎でやっているようなのですけれども、この計画の目標年次が10年ということで平成29年になっていますけども、推計の方が27年となっていますけれども、この辺の関係はどうなのですかね。

議長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 序論についてでございますが、特に本委員会におきましては序論についての質疑、発言等がございませんでしたので残念ながらお答えがかないません。ご了承願いたいと思います。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案51号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 議案第51号、第1次みなかみ町総合計画の策定について、反対討論を行います。

昨年、19年度の予算作成に当たって、財政状況が説明されました。

国の三位一体の改革で、町財政の悪化に拍車をかけたと言われております。さらに町の主幹産業である観光業は、長引く不況から未だ脱却できず、自主財源の要である町税が年々減少しています。地方交付税は平成13年の57.3億円から18年には45.5億円と11.8億円も減少しています。

さらにまた、企業会計や下水会計など特別会計と、土地開発公社の運営悪化などが近い将来、普通会計の財政負担に直結しますと言ってですね、今後の財政運営上は、過去の借金である公債費、増加する扶助費、事業を削減しても一般財源の減少に結びつかない「投機的経費」は、削減できませんとして、今やるべきことは、物件費、補助費、人件費についてのみしか、削減することがないと、こう言って、リストラとも言える早期退職を促して、さらに補助金を削減しています。

今年の平成20年度のみなかみ町の予算説明では、概要に「地方税等の自主財源が40

億円以上もあり、これに地方交付税等を加えた一般財源は約 88 億円になります。

県内 2 万人余の町村でこれだけの標準財政規模を持つ自治体は本町だけです。」と胸を張っております。

財政規模については 19 年と殆ど変わっていないのではないかと思います。

まず、基本計画ですが、「町の財政は危機的な状況が続いています。」として、「公債費が多額であるから、これまでの住民サービスの継続や新しいまちづくりの財源が十分に確保できない。」と現状分析をしております。そして、「健全財政の町にする」という目標を立てています。

しかし、これは 119 ページに書いてありますが、なぜ「公債費が多額になったか」という分析、反省をしていません。「悪夢のある町」の原因を突き止め、反省する必要があるのではないかと思います。

原因、1989 年（H 元）ブッシュ大統領、これは父親の方ですけども、と海部首相が訪米時に、日米経済摩擦解消のために、内需拡大と称して「10 年で総額 430 兆円の公共事業を実行する」ということを約束をしてきました。その 5 年後、1994 年（H6）クリントン大統領と村山首相の時代に、これを「10 年間で 630 兆円の公共事業にする」というふうに約束の拡大をさせられました。後に 12 年間に変更されましたが、アメリカとの約束だからということで、無駄な事業であろうが何だろうが、年間 50 兆円の公共事業はやらなくちゃならない。その結果、国と地方を含めて 630 兆円の公共事業消化のため事業が実施をされたということになります。

地方自治体は補助率を上げたり、交付税処置をする約束をして、事業をやりました。

結果、国も地方も莫大な額の借金に苦しむようになったのだと思います。

補助率が高いと、町財政の持ち出しが少なくなりますし、同じ財源でも多額の事業ができます。地方債を発行すれば、返済も始まります。当時は非常に高い利率でした。

事業を行えば、その後の維持費もかかります。

人口 2 万 2 千人の富士見村は、予算規模は 62 億円、職員数 149 人、同じく 2 万 5 千人の吉井町は 73 億円で 215 人です。公共施設の有効利用も必要だと考えます。

しかし、「町有地の売却」も必要ですが一度も使用しなかった町有地を「なぜ町は購入したのか」という反省も必要だと考えます。

また、支所機能の検討ということになっておりますけれども、支所は地域住民の近くにあって、きめ細かい行政サービスを提供する必要があるのではないかと思います。

支所機能を充実するような検討を図るべきだと思います。

生涯学習事業についても、施設、人材を育成し推進するとしていますが、支所は生涯学習の拠点として、地域住民の拠り所とした方が良いのではないかと考えます。

本所の方が生涯学習課の担当をなくすということで、これも反対したいと思います。

小学校の統廃合は時期尚早であり、これも反対です。

また、水上地区の給食センターは至急整備し、月夜野との統合には反対をしたいと思います。みなかみ祭りや町民体育祭も町民の意見をくみ上げ検討する必要があることを表明して反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

15 番河合幸雄君。

(15番 河合幸雄君登壇)

15番(河合幸雄君) 議案第51号、第1次みなかみ町総合計画の策定について賛成討論を行います。

本総合計画につきましては、今後10年間のみなかみ町のまちづくりの基本的な方向性を示す計画であり、策定にあたっては、地区別座談会や、各種団体懇談会、パブリックコメントの実施が行われています。

さらに、総合計画審議会を設置し、原案について審議され、適切かつ妥当なものであるとの答申もされております。将来像の「水と森・歴史と文化に息づく利根川源流の町みなかみ」を目指して、本町の美しい自然資源や、歴史ある特性と文化を活用し、町民が豊かに暮らし、生き生きと存在する地域となるための基本目標が設定されております。

夢のあるまちづくりを進めていくことが十分期待できる計画であります。

議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。よろしくお願いします。

議長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、第1次みなかみ町総合計画の策定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第51号、第1次みなかみ町総合計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第52号 平成20年度みなかみ町一般会計予算について

議案第61号 平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について

議長(傳田創司君) 日程第13、議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算について、議案第61号、平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算について、議案第61号、平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、以上2件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算について、ご報告申し上げます。歳入全般についてですが、前年対比1.8%減の125億5千万円とするもので、

町税については固定資産税や都市計画税等の增收が期待できないため、対前年比 0.2% 減の約 39 億円を見込んでいます。

また、交付税については、硬く見込んでいることで、40 億円程度としています。

主だった質疑では、道路特定財源が一般化されると、町に入る財源 3 億 5 千万円が 1 億 5 千万円に減るが、その影響についてには、まず内訳として自動車重量譲与税 1 億 523 万円、地方道路譲与税 923 万 6 千円、自動車取得税交付金 4,225 万 9 千円の計 1 億 5,672 万 5 千円が減額となります。一般財源として入るから、何にでも使用できる考え方もあるが、不足分は基金繰越金の対応となるそうです。

また、不動産売払収入 1 千万円が、「場所も決まってない見込みの計上は疑問を感じる。」との質問には、昨年 3 箇所 1 億円を計上し、約 4,200 万円の収入実績があり、今後もよく調査した上で処分できるものは売却し、財政の健全化に努めていきたいとのことありました。

次に歳出についてご報告をいたします。新規の主立った事業では、2 款総務費人材育成基本方針作成委託料 250 万円、商工会と連携したまちづくり推進業務委託料、上下流交流 230 万円、イベント車購入費 550 万円、全国川サミット開催地負担金 200 万円、3 款民生費では、障害者福祉地域生活支援費 4,480 万円のうち榛名養護学校沼田分室送迎用として運転手賃金、燃料費あわせて約 340 万円とワゴン車購入費、県内ではこのような取り組みは、みなかみ町だけであり、県の補助も活用してのこの事業は関係家族の長年の悲願ということがありました。7 款商工費では、観光振興計画策定業務委託料 200 万円、観光戦略プラン実践事業補助金 1 千万円、8 巻土木費では、後閑地区まちづくり交付金事業費 4,780 万円を初年度として、5 年間で全体事業費約 15 億円とするものでございます。

10 款教育費では、桃野小学校体育館建設事業約 2 億 5 千万円、新治認定こども園改修事業費 4 千万円、スクールバスの運転手 2 名、約 1 千万円を追加し、町内スクールバス無料化に取り組みます。

主だった質疑では、2 款総務費で G C C 委託について、他の会社の検討や徴収対策・弁護士委託料 50 万円は、町の顧問弁護士委託料 63 万円に含むことはできないのかとの質疑には、今までのデータが G C C に保管されているので、他に新たに委託するよりも安く委託できる、また徴収対策・弁護士委託料は、滞納整理室の財産公売に絡んだ訴訟時の対応を想定しており、通常の顧問弁護士委託料とは別枠であり、弁護士は同じ方を考えているそうです。

商工会と連携したまちづくり推進事業委託料については、まず行政が行い、それから商工会へ委託すべきではないかについては、今までの交流事業はほとんど行政中心で行なってきた、これからは観光まちづくり協会や商工会等の民間活力を活かした交流を行っていきたいと考えているとのことです。

人材育成 基本方針策定委託料については、今後少人数で、効率よく行政サービスを実施していくために、職員育成の基本方針を作成したり、能力を高めるため目標管理がしっかりできるよう研修していきたいとのことでありました。

地域間交流費イベント車の購入の必要性については、昨年の実績で約 40 回程イベントに参加している、農産物も鮮度よく運搬したい要望もあり、保冷機能の付いた車種のため

金額が大きくなっている、また観光PRのため、車に「源流のまち」というような、大きな看板の印刷も計画しているそうです。リース対応も検討しましたが、長い目で見ると購入した方が安く、多目的に利用でき、今後は大いに活用したいとのことありました。

3款民生費では、榛名養護の送迎車は空いた時間、他の利用の考えについての質疑には、通学者が、みなかみ町全域にまたがるので、往復4～5時間程度想定している、県の補助金を活用したり、運転手の賃金の関係もあり、現在での他の利用は考えていないそうです。

6款農林水産業費では、公共財産購入費須川中原地区用地購入に関わる問題で、地元の方と調整不足ではないかとの質疑には、当局に先般3月4日に行われました地区説明会の様子を、農政課長と新治支所長に求めました。

説明会には約30名の参加があり、この計画は平成9年から協議されていて、17年にはバイパスが完成、18年には八幡道路が完成、そして20年には中原地区を行うとして協議が整っており、参加者も理解を示したということですが、周辺の混雑緩和の方策を検討して頂きたいとのことで、須川地区区長名で要望書が提出されました。

3つの要望事項があり、一、出入りの容易な大きな駐車場を早期に実現して欲しい。
二、進入ルートはヨーグルト工場の手前でストップし、既設の駐車場には、この既設というのは豊楽館の駐車場でございます、混雑と危険が伴うので取り付け道路は付けない。

三、香りの家の駐車場を簡易舗装をしてほしいとの内容でございました。
今回の中原地区取り付け道路に反対しているものではなく、混雑と危険の回避を願うものであると判断いたしました。

駐車場については具体的に検討しているとのことであり、他については豊楽館とも話し合いながら、最善策を講じていきたいとのことです。

委員からは「今後、地元とよく話し合いながら、協議を進めよう。」と進言があり、この項を閉じました。

また、林業については、農政事業費の6%、3,200万円の林業費しかない、この予算で水源の町を維持管理は到底できないし、育成も考えられない。しっかりと予算を確保するとして林業の振興策はあるのかについては、今後は特に間伐に力を入れていきたい、また水源地域なので、間伐材や膨大な流木を燃料とした、ストーブペレットや薪ストーブ等を普及させ、特長を生かした全国に誇れる町にしたいとの意気込みでした。

7款商工費では、観光進行計画策定業務の具体的な内容、観光まちづくり協会補助金の内訳、観光戦略プラン実践事業の取り組みについての質疑には、観光振興計画は山岳都市構想を立ち上げ事業を明確化して、様々なジャンルの方と連携して計画を作成したい。

観光まちづくり協会補助金2,900万円の内2,300万円が宣伝委託料で、町にとっての効果と補助金のチェック体制についてはとの質疑には、協会と意思の疎通を図りながら、十分注意して行いたいということありました。

戦略プランについては、インターネットの情報管理の一元化、外国人旅行者の誘客や受入体制の対策、水上峡ライトアップ事業、たくみの里と体験の連携事業等、1千万円を有効に活用したいとのことでございます。

13款諸支出金管理事務補助金について、理事長の位置付けをどのように捉えているのかについては、今後は企業誘致にも力を入れていきたい、用地の確保も重要な仕事になり、これまでにも取り組んできたが、まず月夜野地区に工場導入など、公社として進めていき

たい、そのためにはそれらの事業に精通した人材が望ましいと考えている、当然片手間ではできない仕事ですので常勤とし、年額 345 万円の報酬を計上させていただいたとのことでございます。以上、簡略でございますが、質疑の要約といたします。

新年度予算には 2 万 3 千人の幸福と、みなかみ町の発展が込められています。

本委員会では、予算内示会以降 2 回の勉強会を開き、予算審査に望みました。

厳しい予算ながらも、農業に一生懸命取り組む人には応じた支援や、障害を抱えた子供達の通学支援など、暖かい事業も見受けられ、観光事業には山岳都市構想を中心とした取り組み、月夜野地区のまちづくり事業、みなかみ町将来の発展の種まきが始まる 20 年度予算と認識をいたしました。

質疑、討論を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました議案第 52 号、平成 20 年度みなかみ町一般会計予算は賛成多数により、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 61 号、平成 20 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について審査の結果をご報告いたします。

平成 20 年度の歳入 岁出予算の総額は、前年度実績に基づいて 37 万 2 千円増の歳入 岁出それぞれ 550 万円とするものでございます。

採決の結果、全会一致をもちまして可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 52 号、議案第 61 号につきましての議案審査の経過と結果についてのご報告を終了いたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第 52 号について、質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 一般会計の予算の中で、いろいろ住民への補助金等を結構今までカットしてきたと思うんですけども、子供とお年寄りへの補助はなるべく残すっていう原則だったと思います。そういう中で、敬老バスカードへの町からの補助は、殆どゼロになってます。

これは、お年寄りを大切にしよう、財政が厳しい中でも子供とお年寄りについては、なるべく残そうという原則から外れているのではないですか。

議 長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 小さなお子様、またご年配、高齢者の方々との充当させていくための政策、これは例年と同じような規模で推進をしていると私は認識をしております。

また、島崎議員の直接的な敬老バスカードの補助については例年どおりということで計上させて頂いてあるということでございます。特別な質疑がございませんでしたので、それ以上の発言はかないませんのでご理解願いたいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか

9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 例年どおりということなんんですけども、4, 350 円乗れるプリペイドカード、これはお年寄りでも何でもなく、皆が 3 千円で買えるんですね。

それに対して、今現在、敬老バスカードと言ってても、2, 900 円、結局 100 円については関越交通から販売委託で 3 % 値引きしますつうことでやっているんで、結局町から 1 銭も出てないんですよ。

例年どおりとすることなのですけども、合併前は2千円で新治は買えました。そこから例年どおりなら2千円のままのはずなんんですけども、カットされてます。だから、例年どおりという返事は納得できないのですけども。

議長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 例年どおりと申し上げましたが、この敬老バスカードについても福祉重要政策の一つとして私も勿論考えております。その中でいろいろな福祉の部門、教育の部門でも充当しなくちゃいけないという部門が当然あろうかと思います。

その中で敬老バスカードにつきましては、同様の今まで例年と言うのですか、なかなか島崎議員が望むような充当には至らなかったという背景があると思います。

こういった関係につきましては、また来年度、じっくりと協議をして頂いて、次年度にそういった具体的に充当されるように臨むべく取り組んで頂ければ、よろしいのではないかと、私についても力一杯取り組んでいきたいなと思うわけでございますが、質疑がそれ以上に及びませんでしたので、お答えがかないません。ご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） この敬老バスカードへの予算については300万円ほどあれば取り敢えず、いいんではないかと、人気が出ればもっと400万とか500万とかかかるかと思うんですけども、何て言うんですかね、庁舎の改修については1億3千万円等ですね、その金額面から言うと、300万円で何百もの、基本的には多分おばあさんだと思います、車がない、免許がない人、そういう人たちが、お店に出かけたり、お医者さんに出かけたりするのに使えるっていうことで、非常にみんなが楽しみにしてたカード、1万円持つってつて5枚まとめ買いするっていう、そういう使われ方をしていたもので、今の委員長の返答の中でそういうメリットについては理解を示しているという感じでしたし、また、来年度以降ですね、それについては努力したいっていう返事でしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。
次に議案第61号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。
これより議案第52号について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 日程第13、議案第52号、平成19年度みなかみ町一般会計予算について、反対の討論をしたいと思います。スクールバスの無料化が実現しました。次は敬老バスカードを2千円にしましょう。何百もの車を持たないお年寄りが元気に出かけられるよう町は支援しましょう。地域の生活や観光になくてはならない路線バスの支援にもな

ります。

必要な財源は 300 万円、土地開発公社の理事長をですね、新治村の時のように、助役、副町長が兼任すれば、300 万円が確保できます。敬老バスカードへの支援は大変効果的なメリットの多い政策です。比較的少ない金額で多くの人たちが元気になります。予算の修正をするべきです。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

2 番 阿部賢一君。

（2 番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 議案第 52 号、平成 20 年度みなかみ町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

地方分権時代が到来し、地方自治体の行政需要が増す中で、地方財政は三位一体の改革により縮小傾向を辿り、大都市と地方との格差も拡大していることは皆さんご承知のことと存知ます。

また、平成 20 年度からは地方公共団体財政健全化法の施行が予定されており、地方財政を取り巻く状況はますます厳しくなることが予想されます。

このような状況の下、みなかみ町においては行財政改革行動指針を定め、財政規模の縮減や職員数の削減等、具体的な改革に取り組んでおり、経常収支比率の改善や基金残高の増加など、改革の成果が表れていることは評価できるところであります。

行財政改革はスピード感を持って進めることが肝要であり、今後も行動指針の下で改革が実を結ぶよう期待しているところであります。

平成 20 年度は合併後 3 年目を迎える、いよいよ「水と森・歴史と文化に息づく利根川源流のまち みなかみ」を将来像とする第一次総合計画がスタートいたします。

平成 20 年度予算は、財源が厳しい中でも、町民に直結する福祉や教育関連予算が優先的に確保されており、公債費負担の軽減を図るため、町債の繰上償還も措置されております。また、新しいまちづくりに必要な観光振興や交流施策、さらには都市計画関連事業等も盛り込まれ、夢のあるまちづくりに取り組む意欲が強く感じられます。

平成 20 年度がみなかみ町にとって、さらなる飛躍の年となりますよう期待し、委員長報告に対する賛成討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

7 番 原澤良輝君。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 平成 20 年度みなかみ町一般会計予算について、反対討論を行います。

高い利率の繰上返還することには、評価をしたいと思います。またスクールバスも無料化になりました。中学生卒業までの医療費も入院までが無料化になりました。通院も早く無料化にしてもらいたいと考えています。

去年ですね、「土地開発公社の運営悪化などで近い将来、一般会計に財政負担がくるというふうに言っていましたけれども、20 年度予算では土地開発公社への新たな助成があります。「うららの郷」分譲住宅は、造成した 70 戸のうち約 50 戸が売れ残っております。

借入金の利子負担が多額になっています。その利子補給に 1,362 万円と運営費に 3

57万円を補助されます。今後、売却の見込みも薄く、財政破たんの原因になるのではないかと心配をされるものであります。

後期高齢者医療制度もあと18日ほどで実施が予定されています。

該当する75歳以上の人達はその内容や保険料の年金天引きという徴収方法についてあまり理解をされていません。内容を知った人は「現代版姥捨て山」と怒っています。

全国1830の自治体のうち512を超す自治体が見直し・廃止の意見書を国に提出しています。「高齢者の暮らしと健康保持に重大な悪影響を与える、高齢者への大幅な負担増で生活を脅かすようなかたちになっております。本制度は中止しかないと思っております。

本予算でも群馬県後期高齢者医療広域連合への2.1億円の負担金支出を計上してあるし、後期高齢者医療特別会計へも7,100万円を操入れることとしており、認められないことを表明して反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第52号、平成20年度みなかみ町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第61号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、平成20年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

- 日程第 14 議案第 53 号 平成 20 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について**
議案第 54 号 平成 20 年度みなかみ町老人保健特別会計予算について
議案第 55 号 平成 20 年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 56 号 平成 20 年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第 57 号 平成 20 年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について
議案第 58 号 平成 20 年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第 59 号 平成 20 年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（傳田創司君） 日程第 14、議案第 53 号、平成 20 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第 59 号、平成 20 年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上 7 件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） 本委員会に付託されました議案第 53 号から、議案第 59 号まで、以上 7 件を一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、**議案第 53 号、平成 20 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について**ご報告いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 25 億 7,400 万円とし、前年対比 1,323 万円の増額となっております。担当課より、詳細なる説明を受け、質疑に入りました。

委員からは、歳入歳出それぞれにある共同事業拠出金は同じことなのか、前期高齢者の事務費はどこに支払うものなのか等の他に、その他一般会計繰入金は前回の説明の時に、福祉医療費削減分と聞いていたが、その意味とはとの質問に対し、県と国で行っている福祉医療費の支給によって、療養給付費国庫負担金の削減が行われる部分について、一般会計が補填して繰入れているものである旨の説明の後、以上質疑を終わり、反対討論として、国保を 1 年以上滞納した場合に、資格証明書の発行が義務づけられていることや保険料を払えない人たちを一律に悪質な滞納者として切り捨てるはどうかとの討論の後、採決の結果、本案は賛成多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第 54 号、平成 20 年度みなかみ町老人保健特別会計予算について**ご報告いたします。予算総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 2,800 万円とし、4 月 1 日より、後期高齢者医療特別会計に移行するため、医療給付費分など 1 ヶ月分のみの予算であるとの説明の後、委員からは老人保健の会計が平成 20 年でなくなるとしたら、その後の扱いはどうなるのか、また後期高齢者に移るが金額がかなり違うのではとの質問に対し、過年度分の出入がまだ発生する可能性があるので、まだしばらくは本特別会計はなくせないとのことや、予算額の違う理由として、今まで町に入っていたものが、直接、後期高齢者医療広域連合に行ってしまうためとの説明の後、以上質疑を終わり、老人保健は大きな予算額で、保険証を取り上げない制度だったので、老人保健制度がなくなることに反対する

との討論の後、採決の結果、本案は賛成多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第55号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算**について、ご報告申し上げます。本年4月1日より始まる本特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,200万円とし、質問に対する説明の中で、歳入繰入金の保険基盤安定繰入金の負担削減分については、低所得者に対する保険料均等割額の軽減分について、保険料基盤安定拠出金ということで繰り入れるもので、財源は4分の3が県で、4分の1が町の一般財源ということ、また町内の後期高齢者の人数は3,850人前後であること、保険料は均等割と所得割の2項目で構成されている旨の説明の後、後期高齢者医療制度を中止・廃止して、普通の健康保険ができる制度にすべきとの反対討論の後、採決の結果、本案は賛成多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、**議案第56号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計予算**について、ご報告申し上げます。予算総額は、歳入歳出それぞれ17億3,800万円であり、前年対比104.1%となっております。

担当課より詳細説明の後、委員からの質問に対し、介護認定を審査費、調査費の人数は認定が在宅新規で300人、在宅更新で900人、施設新規で120人、施設更新で250人、合わせて1,570人を予定しているとのこと。また、認定審査会運営委員会負担金は、利根沼田広域圏で行っている認定審査会について、市町村で負担しているもので週4回審査会を行っているのが主なものであり、介護の該当人数にかかわりなく、消防費と同じように全体の費用を人口比などで割って負担しているとの説明の後、この制度は年金天引きのために反対であるとの討論があり、採決の結果、本案は賛成多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

反対討論が、議案第53号から、議案第56号までありましたが、予算に対してではなく、制度そのものへの反対討論であったように伺えます。

つづきまして、**議案第57号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算**について、ご報告いたします。担当課より詳細説明の後、審議に入りました。

予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,400万円で前年対比107%となっております。前年度予算審議の中では、委員より町債の利子が高いのではないかとの質問がありましたが、本年度予算においては利率の高いものを借換えて20年度末においては約4,700万円を減少させた10億7,400万円の本特別会計事業債見込額を予定しております。質疑を終結し、反対討論として、一般会計から5,800万円を繰入れしているなど、正常な会計運営と言えないとのことでありましたが、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は賛成多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、**議案第58号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計予算**について、ご報告申し上げます。担当課より詳細説明の後、質疑に入りました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ15億4,750万円で前年対比149%となっておりますが、前年対比増額分は、主に借換のためのものであります。

委員からは、地方債の資本費平準化債とはとの問い合わせに対し、準建設改良債であり、資本費平準化債によって、その資本の一部を後年度に繰り延べして、世代間負担の公平を図るための制度であるとの説明の後、討論に入り、反対討論として、使用料収入よりも、地方

債の利子が変わらず、利息返済額も巨額であるためとのことでありましたが、採決の結果、本案は賛成多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、**議案第 59 号、平成 20 年度みなかみ町水道事業会計予算**について、ご報告申し上げます。

平成 20 年度収支予算は、事業収益 3 億 1, 257 万円であり、事業費用は 2 億 8, 257 万円で、差引き 3 千万円の経常利益を予定しているとのことであります。

担当課より、詳細説明の後、審議に入り、委員から、不納欠損は入っているのか、また平成 20 年度末の未収金が 1 億 1, 929 万円となっていることの説明を求め、不納欠損については参考に添付されていることや、平成 19 年度水道事業予定貸借対照表に入っているが、簡易水道及び下水道会計には入っていないとのこと。

また、未収金については 3 月分の調定分が翌年度の 4 月に 3 千万円くらい入るので実質 8, 900 万円くらいになる旨の説明の後、以上質疑を終わり、水道会計を企業会計として運営することに無理があるとの反対討論の後、採決の結果、本案は賛成多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上、7 件一括にて申し上げ、委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入れます。

まず、議案第 53 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案 53 号の質疑を終結いたします。

次に議案第 54 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案 54 号の質疑を終結いたします。

次に議案第 55 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案 55 号の質疑を終結いたします。

次に議案第 56 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案 56 号の質疑を終結いたします。

次に議案第 57 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案 57 号の質疑を終結いたします。

次に議案第 58 号について、質疑はありませんか。

8 番 穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） 下水道事業についてですが、今の委員長報告の中では、下水道事業中の不納欠損あるいは未収金が計上されていないと聞き取れたのですけども、その点はどうなのでしょうか。詳しく説明下さい。

議 長（傳田創司君） 厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） 予算書の中にはそういう数字は反映してきてないと、そういう判断だと、私は理解しておりますけれども。

- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。
次に議案第59号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。
これより議案第53号について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
8番 穂苅清一君。
（8番 穂苅清一君登壇）
- 8番（穂苅清一君） ただ今の委員長報告に対して、反対の立場から討論いたします。
国民健康保険特別会計については、私もすでに一般質問等で取り上げておりますけれども、重複する箇所もあるかと思いますが、反対討論いたします。
今現在、総人口の約4割4,738万人が加入しているのが、この国保会計です。
これが既に崩壊の危機に瀕しているのが現状であります。
ご存知のように、国保加入者の5割が所謂「無職者」となっております。ほとんど収入のない人たちが加入している制度であるわけです。
国保に加入する世帯の所得、これは全国平均ではありますが、168万円。これは一般世帯、所謂平均の所得は465万円ですが、その半分以下に現実にはなっております。
逆に保険料は国保20～30万円に対して、健康保険7～14万円と、かなり国保の方が割高になっております。
その上で、2000年から特別の事情もなくて、1年以上滞納した世帯に対しては、国は資格証明書の発行を義務づけたわけです。つまり全額お金を窓口で払わないと病院にかかるといふ事態が発生して、今日まで既に5年も経っております。
その結果、約34万世帯（07年段階）に資格証明書が発行されてきてしまっております。NHKは、資格証明書の発行の多い5県の医療機関500に対して、緊急アンケートを行っておりますが、この2年間で「資格証明書や無保険」状態で病状が悪化して死亡した人が、すでに41人いたと公表しております。
厚生労働省はこれら世帯の生活実態調査を一回も実施しておりません。すべて民間がやっているのが実情ですが、保険料を払えない世帯を「悪質な滞納者」と切り捨てているのが現状であります。
承知のように、国保法第56条では、「保険給付を受ける権利は、譲り渡しや担保することと差し押さえをすることを禁止しております。資格証明書の発行や国民を「無保険」状態にしておくことは法律上からも当然疑問があるわけです。
そういう点で、国民皆保険ということで浸透してきておりますけども、そういうものが今、この国保会計一つを取って見ても破壊されてきている現実が目の当たりに見えております。そういう点で本予算に対しては反対する次第です。以上です。
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
14番 鈴木幸久君。
（14番 鈴木幸久君登壇）

1 4 番 (鈴木幸久君) 議案第 53 号について、賛成討論いたします。

国保特別会計においては、前年比 1, 323 万 3 千円増額の 25 億 7, 400 万円の予算となっておりますが、20 年度から始まる後期高齢者医療制度との関係から、歳入では、高齢者率の低い保険者からの、前期高齢者交付金が新たに設けられております。

歳出では、後期高齢者医療支援金と生活習慣病を予防する特定健診等の医療制度改革による変更が見られますが、医療水準の確保と誰もが安心して医療を受けられる内容となっております。

従って、国民健康保険特別会計の、今まで以上の健全な運営をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長 (傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 53 号の討論を終結いたします。

議案第 53 号、平成 20 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第 53 号、平成 20 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長 (傳田創司君) これより議案第 54 号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8 番 穂苅清一君。

(8 番 穂苅清一君登壇)

8 番 (穂苅清一君) 第 54 号のみなかみ町老人健康保険特別会計予算についての委員長報告に対して、反対する討論をいたします。

これについては先程来述べております国保会計等も関連のある問題であり、長年つづいてきた老人医療費の無料化の先駆けとなってきた法律であるわけです。

この老人健康保険法を 3 月でもって廃止してしまう、そして後期高齢者医療保険に変わる法律に移行してしまうわけですけれども、このことを許すわけには私はいきません。

今までどおりの 70 歳になったら 1 割負担できちんと済む、かつては医療費が無料化であった時代が 1970 年代にありました。そういう時にやっぱり戻していくかなければ、この今高齢化社会を迎える中において、お年寄りを本当に大事にするような政治とは決して言えません。そういう点で、老人健康保険特別会計予算を、この 3 月限りで終了させてしまう、このことについて反対をいたします。以上です。

議 長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

10 番 高橋市郎君。

(10 番 高橋市郎君登壇)

10 番 (高橋市郎君) 議案第 54 号、平成 20 年度みなかみ町老人保健特別会計予算について、

賛成の立場から討論を申し上げます。

20年度より、老人保健特別会計が後期高齢者医療に替わります。

伴って、3月診療分を5月に支払うための1ヶ月分のみの予算ですが、国の医療制度改革改正によるためであり、適正な予算と考えます。

従って、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計予算については、賛成の立場を表明し、討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第54号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第55号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） 委員長報告の後期高齢者医療特別会計について、同意できませんので反対討論をいたします。

先程来触れておりますように、今、医療費の削減が至上命題になっております。

日本の医療が崩壊の危機になっているのは言うまでもありません。

しかし、1983年当時に厚生省保険局長が、「医療費亡國論」というものを打ち出して、「このまま租税・社会負担が増大すれば、日本社会の活性が失われる」と、「近い将来医師が過剰になる」ということを言いました。医師は過剰どころではなくて不足しております。

日本の医療費は、国民総生産に対して、OECD30カ国の中で22位という非常に低いレベルです。

今も言ったように医師は過剰どころか、OECD各国の人口当たり医師数と比べてみても、10数万人ほど不足しているような現状が出てきております。

病院の外来や病棟の閉鎖が相次ぐ深刻な状況が見られます。国はさらに公的医療費の削減を進めて、保険の利かない医療を拡大する「混合医療」を認めて医療に市場原理を導入するような改革を計画しております。

この後期高齢者医療制度については、こういうものの一つの走りとして出されております。

もし4月以降の後期高齢者医療制度が導入されると今までどおりの形でもって病院には行けない事態が発生いたします。

それはもう百も承知でございます。今まで4回かかっていたものを2回にしなければならないというような状況が予想されるわけです。そういう点で考えますと、国の予算もそうですが、医療費が高くなるから、これは国の負債という考え方ではなくて、町も当然そういうことであると思いますけども、むしろ投資的に考える必要も、なかにはあるんじゃないでしょうか。

そういうことであれば、必要な公共事業をやめれば、財源は十分にあります。軍事費についても、今現在の今大きく社会問題になっているイージス艦等の問題も考えれば、そのことが指摘されるのは当然かと思います。すでにこの制度についての意見が全国の1,830の地方自治体のなかから、513ほどの自治体が所謂議会でこの制度の見直しや中止、あるいは撤回を求めた意見書を提出しております。

これは何も私が共産党だからってことでもって、共産党がやっているっていうふうに思わないで頂きたいわけですけども、自民党や公明党、民主党も含めて全会一致で可決して意見書を出しているところさえあります。先日もお話ししましたけども、自民党が提案をし、公明党がたった一人反対したそういう岐阜県の例もあります。

今、全国的にこの問題に対する理解が進めば進むほど、大きな怒りとなって出てきているのが現状であります。それがこのみなかみ町後期高齢者医療制度特別会計のなかに数字としてもはっきりと現れております。

そういう点を考えまして、この特別会計予算については賛成することが出来ません。

以上で反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

16番 鈴木勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 議案第55号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を申し上げます。

新年度から始まる後期高齢者医療でありますが、これまでの老人医療に替わるものであり、群馬県広域連合が主体となって運営し、県内の各市町村が参画をしている医療制度であります。

老人医療は、給付と負担の関係が不明瞭であったのに対し、明確な制度となりました。

すでに準備も整いつつあり、4月より始まるわけですが、この制度が健全に運営され、高齢者の健康保持や健康増進に、大きく貢献することを期待しています。

従って、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成の立場を表明し、討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。

議案第55号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第55号、平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。13時00分より再開いたします。
(12時03分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） これより議案第56号について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8番（穂苅清一君） 委員長報告の中で出ております、介護保険特別会計についての原案どおりという審議の報告については、私は賛同することは出来ません。

これについても、今回の先程来、後期高齢者医療制度ということで言っておりますけども、高齢者の医療の確保に関する法律との絡みもありまして、と同時に介護を受けている人たちについての所謂一昨年になりますか、障害者自立支援法というものが出来て、障害者の自立を励ますという言葉は良いんですけども、非常に介護を受ける場合について、特に障害者はそうですが、負担が急増してきております。それと同時に介護保険料も今からすでに年金からの天引きになって、平均すれば、月4千円くらい引かれているかと思います。

さらに年金天引については、今言いました後期高齢者医療制度の保険も平均すると6,800円程度引かれてきますから、さらに年金受給者にとっては収入が減ると、そういう事態にもなってきます。

そういう関係も絡めて考えますと、このみなかみ町で先ほどの報告の中にもありますけども、介護保険料の年金天引きが今、1,570人とか言われました。後期高齢者医療制度の人たちの該当は、3,850人とか言われましたから、1,570人から3,850人に介護保険の保険料引き落としが増えるって言うそういう事態になろうかと思います。そういう点で考えた場合に、この介護保険特別会計の予算の組み立てについては賛成することが出来ないので反対討論といたします。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4番（山田庄一君） 議案第56号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を申し上げます。

介護保険特別会計の20年度予算は、歳入歳出それぞれ17億3,800万円となっています。歳入では、保険料を始め、国、県支出金や支払基金交付金が主な内容で、支出では、介護にかかる費用の本人分1割分を除いた、残りの9割を負担する、保険給付費が主

な内容になっています。

総額で、前年比 4 % の増額となっていますが、介護が必要な方々への給付と、介護を必要としないための介護予防事業に重点を置いた取り組みが盛り込まれており、適正な予算であると考えます。

社会の功労者である高齢者には、いつまでも地域で、そして自宅で元気に長生きをしていただきたいと思います。

従って、平成 20 年度みなかみ町介護保険特別会計予算については、賛成の立場を表明し、討論いたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 56 号の討論を終結いたします。

議案第 39 号、平成 19 年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第 56 号、平成 20 年度みなかみ町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第 57 号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

議 長（傳田創司君） 7 番原澤良輝君。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 簡易水道事業特別会計について、反対討論を行います。

水道は生活必需品であり、水道会計の安定化は町民生活の安定に直接影響します。

現在は町内全戸に水道が普及しています。水道料金というのは基本部分については無料にすべきと考えます。利率が 5 %～6.7 % の高い借金を繰上返還する努力は評価したいと思います。

しかし、水道収入 1 億 3, 877 万円、総予算 2 億 7, 400 万円に対して、借金 10 億 7, 450 万円は多過ぎます。借金の利息支払い 3, 466 万円、さらに一般会計から、5, 826 万円を繰入れて運営しており、安い地方債に頼った運営には反対を表明して反対討論いたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

5 番河合生博君。

（5 番 河合生博君登壇）

5 番（河合生博君） 議案第 57 号、平成 20 年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算についての賛成討論を行います。

簡易水道事業会計につきましては、簡易水道と小水道により運営されていますが、地方債の低利への借換えや施設の老朽化、水質の悪化等により、改良、更新等が必要となって

おります。それに対応すべく整備が進められておりますが、今後も安全な水が安定供給されることと効率的な運営を要望いたしまして、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第57号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第58号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番 原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 下水道事業特別会計について、反対討論をいたします。

5%以上の高い利率を繰上返還する努力は評価をいたしたいと思います。

地方債の残高は20年度末で56億3,438万円と多額になっており、使用料収入2億180万円に対し、地方債の利子支払いが2億646万円であり、使用料収入より利子支払いが多くなっています。これでは借金の元金が減らなく、いつまでたっても利息を払い続け、事業をしない高利貸しのような国の外郭団体を潤すだけになってしまいます。

一般会計から5億円を繰り入れていますが、そもそも独立会計にすること自体が無理があると思います。5億円投入しても年1億円しか元金が減りません。あと50年かかります。利息返済額も巨額になり、本予算には賛成できないことを表明して、反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

2番 阿部賢一君。

（2番 阿部賢一君登壇）

2番（阿部賢一君） 議案第58号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

下水道事業につきましては、町民が文化的な生活を営む上で欠かすことの出来ない事業であります。水質の浄化は国民の義務でもあります。一人ひとりがもう少し注意をすれば、まだまだ水質は良くなります。環境保全には財政的な負担も膨大になりますが、町民が明るく文化的な生活をおくるためにには必要不可欠な下水道事業であります。水源の町として、早期に普及促進をお願いし賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第 58 号の討論を終結いたします。

議案第 58 号、平成 20 年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第 58 号、平成 20 年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第 59 号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7 番 原澤良輝君。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 水道事業特別会計について反対討論を行います。

5 % 以上の高い利率を繰上返還する努力は評価していきたいと思います。

水道は使用料等が 3 億 88 万円あり、収入は 3 億 1, 258 万円になります。

支出 2 億 8, 257 万円のうち減価償却費 8, 792 万円は帳簿上、支出に計上していますが、本来は積み立てておき、施設更新に備える資金です。

しかし、実際は過去の減価償却費も積み立てされず、資本的収支の補てんに流用されています。減価償却費の累計は、17 億 8, 355 万円になっていますが、実際には 20 年度末で 392 万円しか残っておりません。

水道を企業会計として独立して運営すること自体に無理があるのではないかでしょうか。

地方債の 20 年度末の残高は 9 億 6, 655 万円と予想され、償還金利子も 5, 127 万円になります。

さらに 19 年度に 9, 300 万円を債権放棄し、一般会計から 2, 971 万円繰入れ、一時借入金 1 億 2 千万円の借入と、この利子が 375 万円になりますが、未収金 1 億 1, 929 万円にのぼります。2 月、3 月分が 4 月に納入されても、約 9 千万円が未収金として残ります。きめの細かい未収金対策と抜本的な水源、給水対策が必要です。水道会計を企業会計として運営することは無理があることを表明して反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

1 番 前田善成君。

（1 番 前田善成君登壇）

1 番（前田善成君） 議案第 59 号、平成 20 年度みなかみ町水道事業会計予算について賛成討論いたします。

予算の執行後ではなく、予算の審議を行うときにその内容を検討し、チェックすることが議会の仕事であり、予算の執行後では今議会の初日の債権放棄の議案のように未収入金や不納欠損金となり、最後は債権放棄につながっていくと考えられます。

この未収入金の内容や種類の調査を行ったり、改ざんしなければ、債権放棄や水道代に反映され、最後は税金で処理されます。

税金投入がされないように未収入金から、債権に変化させない、未収入金は仕方がないが、公正証書等の債権回収の方法を用いて、不納欠損金へと変化させないような予算の配慮や考え方を期待して、賛成討論とさせていただきます。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、平成20年度みなかみ町水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第59号、平成20年度みなかみ町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第60号 平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター

特別会計予算について

議案第62号 平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について

議案第63号 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について

議長（傳田創司君） 日程第15、議案第60号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてから、議案第63号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまで、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました議案第60号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてから、議案第62号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について、議案第63号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について、以上3件を一括して、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、議案第60号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてご報告申し上げます。

予算総額を歳入、歳出それぞれ750万円に定めようとするものであります。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料316万2千円、4款繰入金109万7千円、6款諸収入253万1千円であります。歳出の主なものは、1款維持管理費744万5千円であります。

各委員からは、上毛高原の駅前にあり、観光みなかみの玄関口であり、有効に活用して

欲しい、今後どのような計画を持っているのか、との意見があり、担当課よりは、国土と協議をしている、近々回答をもらえる、改装をして、商工会、まちづくり観光協会など、有効に活用したいとの答弁をいただき、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第 6 2 号、平成 20 年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算**について、ご報告申し上げます。

予算総額を歳入歳出それぞれ 1, 950 万円に定めようとするものであります。

歳入の主なものは、1 款事業収入 1, 343 万 9 千円、3 款繰越金 100 万円、5 款基金繰入金 295 万円、6 款繰入金 210 万円であります。歳出の主なものは、1 款スキー場事業費 1, 949 万円であります。

担当課より、来シーズンは役場職員を 1 人にする、夏場は職員を配置しない、リフトの運転など制約をし効率的な運営をするとの報告を受け、各委員からは、毎年厳しい経営がつづいている、今シーズンからスキー場運営委員会が設置されている、地元との協議をしながらより効率的な運営に努力して欲しいとの意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第 6 3 号、平成 20 年度みなかみ町温泉事業特別会計予算**について、ご報告申し上げます。

予算総額を歳入歳出それぞれ 4, 150 万円に定めようとするものであります。

歳入の主なものは、1 款事業収入 2, 946 万 5 千円、2 款基金繰入金 921 万円、5 款諸収入 200 万 1 千円であります。歳出の主なものは、1 款事業費 4, 117 万 6 千円であります。

担当課より詳細なる説明を受け、各委員より未収金を減ずる働きかけを強化すべきとの意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上、3 件一括にて申し上げ、委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第 6 0 号について、質疑はありませんか。

1 9 番（速水一浩君） 議長、暫時休憩願えますか。

議長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（傳田創司君） 議案第 6 0 号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案 6 0 号の質疑を終結いたします。
次に議案第 6 2 号について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案 6 2 号の質疑を終結いたします。
次に議案第 6 3 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

これより議案第60号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、平成20年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第62号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、平成20年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第63号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号、平成 20 年度みなかみ町温泉事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第 16 行政報告

議 長（傳田創司君） 日程第 16、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長（鈴木和雄君） お許しをいただきましたので、2 件行政報告をさせていただきます。

まず 1 点目は、みなかみ町まちづくり基本条例の制定についてであります。

新生「みなかみ町」が、「谷川連峰・水と森林防人宣言」をシンボルに誕生してから、早や 2 年 5 ヶ月余りが過ぎました。

この間、町民皆さんのご理解を得て行財政改革の方向が決まり、併せて「第一次みなかみ町総合計画」も策定されて、環境の時代に取り組む「利根川源流の町」の道標ができました。

そして本日は、総務文教常任委員会提案によって「みなかみ町まちづくり基本条例」が可決され、今後の町づくりに大きく弾みを付けて下さいました。誠に有り難うございました。地方自治の本旨は、そこに住む住民と働く町民が主人公になり、共に協力して、その地域を創ることであります。

言い換えれば「住民による、住民のための町づくり運動」であります。

この条例は、そのあたり前のことを、皆で確認し合い、身近なものにするために制定する、いわば「町づくりの憲法」であります。

21 世紀の町づくりのポイントは、「参画と協働」「情報の共有と保護」であります。

従って、この条例は住民・議会・行政の役割や責任分担を明確にし、共に協力して、町づくりを進めることを基本に制定されています。

「まちづくり基本条例」の策定は、平成 18 年 6 月から調査に入り、昨年 9 月には「みなかみ町自治基本条例策定委員会」が設立されました。

策定委員は公募による町民 10 人、議会 8 人（議会総務文教常任委員会）、行政 2 人、合わせて 20 人で組織され、委員長は松井秀明氏、副委員長は議会総務委員長の根津公安氏であります。

委員会は都合 9 回開催され、夜の会議の時もあったようですが、極めて真剣に議論される中で条例案がまとめられたと伺っています。

私はその結果を 2 月 20 日に、松井委員長・根津副委員長から「みなかみ町まちづくり基本条例案」として、頂くことが出来ました。

ご苦労頂きました「自治基本条例策定委員会」の皆さんに、心から感謝と御礼を申し上げます。また、条例の制定にあたっては総務文教常任委員会提案となりましたが、今後の町づくりに大変意義のあることあります。

地方分権の時代を迎え、自治体本来の機能を発揮するためには、今まで以上に町民と行政の信頼関係を醸成し、それぞれの責任と役割りを自覚して、協力しあいながら町づくりを進めることができます。町づくりは、実践が伴わなければ意味がありません。

「まちづくり基本条例」の制定に伴い、今後は如何にしたら、町民、議会、行政の協働で町づくりが実践できるか、また、主体となる組織を創り、その規模はどの位にするのか等、先進地の例を参考に検討したいと思います。

先ずは町民の参加のもとで、機能的なコミュニティー創りに取り組んでまいります。

しかし、この条例を真に町民の間に根付かせるためには、試行錯誤の繰り返しがあると思いますが、常に良い方向に改革しようとするプラス思考で臨み、町民・議会・行政の三者の力で「協働の精神」を培うことが大事であります。

そのためには相互に補完し、自ら発言し、提案し、行動する町づくりが求められますが、その推進の柱は「まちづくり基本条例」の前文で述べられていますように「自助・互助・扶助」の考え方であります。

今後は、この精神を町民の間に定着させると共に「夢のある町づくり」を実現して、「かけがえのない故郷づくり」に情熱を傾ける決意であります。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に特定健診・特定保健指導についてであります。

今年4月から特定健診・保健指導が開始されます。これまで市町村が行ってきた身体測定・血液検査などの基本健康診査に替わり、この制度は国民健康保険（以下国保という）や組合健康保険などの医療保険者が、40歳以上74歳までの被保険者及び被扶養者に対して、健康診査と保健指導を行うものであります。

これまで国民皆保険制度のもとで、誰もが安心して医療を受け、高い医療水準が確保されてきましたが、近年の急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、更には国民生活や意識の変化等から大きな環境変化に直面しており、医療制度の構造改革が急務とされています。

国では制度改革に基づいて、健康と長寿を確保しながら、医療費の伸びを抑制するために、心疾患・脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病・高血圧症・高脂血症等の生活習慣病の予防に取り組むものであります。

そこで医療保険者（町）は、被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病の主な起因である内臓脂肪型肥満、その予備群のメタボリックシンドロームの削減に取り組むものであります。

先ず、特定健診の内容でありますが、町が実施する対象者は、一年間を通じてみなかみ町・国保の加入者で、健診の実施年度中に40歳から74歳になる方であります。

尚、自己負担は1,000円であり、妊娠婦や長期入院の方などは除かれます。

また、この制度は各医療保険者が健診を行うことが義務づけられていますが、国保以外の医療保険の方は、その医療保険者の委託先を、みなかみ町が委託している「群馬県健康づくり財団」にすれば、町が行う健診会場で受診することができます。

また、生活保護世帯の方は、特定健診と同様の内容で一般会計の保健事業で受診できます。

特定健診にあたり、新たに増えた健診項目は「腹囲」であります。

腹囲や体格指数（B M I）が基準以上で、血糖値、血圧、血中脂質の数値などが基準を超えていくと、超えた項目数や喫煙習慣の有無によって保健指導を受けることになります。健診の流れは、お手元にお配りしております、別表のチャートをご覧いただきたいと思います。

特定健診によって異常数値が出ますと、保健師や管理栄養士の指導の下で食事や運動など生活習慣の改善に取り組むことになります。特定保健指導は、「積極的支援」と「動機付け支援」の二通りの指導方法が定められていますが、詳しくは別の機会に説明させて頂きたいと思います。

新しくスタートする健康診断制度は、平成 25 年度から国保特別会計に財政的な影響を及ぼすことになります。

何故ならば、今年 4 月にスタートする「後期高齢者医療制度」は、現役世代が後期高齢者支援金として 4 割の負担をしますが、特定健診の実績で国が支援金を増減するからであります。

その内容は、特定健診の実施率や、特定保健指導によるメタボリックシンドロームの改善率などの達成状況によって、± 10 % の範囲内で、支援金の加算・減算の調整があるからであります。所謂、健診の受診率やメタボの改善率が高ければ、町から拠出する支援金が減り、逆に達成度が低ければ増額されるもので、医療保険者の努力や被保険者（町民）の意識によって左右されます。

従って、国保の被保険者は、是非とも特定健診を受診され、特定保健指導の対象になった場合は、誠実に指導を受けられて、健康の維持増進に努めていただきたいと思います。

尚、特定健診・保健指導は、まだまだ P R 不足であります。今後は、この制度が円滑に推進できるように、あらゆる機会を捉えて P R に努めていきたいと考えております。

また、平成 20 年度からの特定健診は、今までの基本健診に替わるものですが、30 歳と 35 歳の方については、生活習慣病の予防を目的に、今まで通りに実施をしてまいります。また、75 歳以上の方の健診は、後期高齢者医療広域連合から保健事業として、委託される予定であります。

今まで通り、町内の健診会場で行われますので、健診日が決まり次第連絡いたします。

もなく受診されますようお願い申し上げて、行政報告といたします。

議 長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

日程第 17 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第 17 、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第18 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第18、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長あいさつ

議 長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 平成20年3月定例会町議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例議会は9日間の会期をもって、本日、無事終了することが出来ました。

議員各位の熱誠溢れるご審議に敬意を表すると共に、平成20年度予算を始め各議案ともご議決、ご承認下さり、厚く御礼申し上げます。

会期中には、一般質問をはじめ、貴重なご意見を頂きましたが、今後の政策立案並びに予算執行に生かしてまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

愈々、わが国も人口減少の時代に突入しました。我国の出生率は1.25レベルにまで低下するなど、歯止めがかからない状況にあります。因みに、みなかみ町の実態は、（別表）の学区別人口表の通りであります。

少子化の原因は何でしょうか。よく言われることは、一つには、近年、女性の社会進出が進みましたが、それに対して、未だ勤めと家庭・育児の両立が難しい状況にあることです。二つには、子育てや教育にお金がかかることであります。

更には、二十数年前までの生活基盤は、名実ともに家族でしたが、時代の変化とともに、家族から社会、即ち国や地方自治体によって支えられる時代になりました。

そして、社会保障制度も充実しましたが、反面、これによって家庭における子供の役割が低下し、ひいては家族の重要な担い手である子供への期待が薄れ、この事が少子化を加速させていると言われております。

社会保障制度の実態は、一般質問でお答えしましたように、平成 17 年度の年金・医療・介護等は、過去最高の 87 兆 9 千億円余りで、社会保障給付費の 70.2% を占めております。

しかし、少子化対策費と言えば、僅かに 3 兆 5 千億円余りで、社会保障給付費の 4.1% にすぎず、これでは結婚して出産する意欲も生まれず、時代を担う子供達や家族に対する施策とは言えません。

今日の状況から思う事は、将来に備えて揺るぎない福祉国家の基盤を創ることであります。そのためには地方自治体の役割りを明確にして、政府・国会は人口問題を中心に、根本的な社会保障制度の改革を行うべきであります。

何故ならば、この改革は今や国家存立にかかる大きな問題であるからです。

従って、国権の最高機関である国会は、政局にらみでなく、国民の幸せのために与野党が同一テーブルに着いて、恒久的な福祉国家を創造する税制議論を重ね、真に少子高齢化時代に必要な施策を打ち出して欲しいと念願しているところであります。

次に僭越ながら、この議会で感じたことを率直に申し上げたいと思います。

それは討論・採決についてであります。今定例会において、ある議案の採決にあたり、議長が質疑・討論を求めたところ、「異議なし」の返答でした。そこで議長は採決にあたり、「異議なし」と認めます。よって…と呼びかけたところ、「異議あり」の発言があり、議長は起立によって採決を求める場面が何回かありました。

私は、地方議会に参画いたしましてから久しいですが、あまりこのような経験はありません。ましてや、議案の提出者は、何の理由で反対されたか分からず、傍聴者（町民等）には議案に対しての賛否が理解できず、不信が募ると思います。

町議会は、町民の意思反映の場であります。併せて、行政のチェック機関であると共に、みなみ町の将来を決める政策集団であります。

従って、議会と行政は「議会制民主主義」のルールを遵守して、お互いに協力し、時には牽制し合い、またある時は激論を闘わしながら、町民の期待と信頼に応えていく責務があります。

そこで私は、議会の意志を決めるにあたり、反対者は堂々と反対討論を行うべきであると考えます。何故ならば、賛成者は提案理由が述べられているので、賛成討論がなくても賛成の意志は確認できますが、反対者は討論がなければ、反対の意志を知ることができません。従って、討論のない「反対」では、何を根拠に反対したのか、皆目見当がつかず、議員の職責を果たしたとは言えないのではないでしょうか。

討論とは、自己の賛成又は反対の意見を表明する事であります。

しかも、その目的は自己の意見に反対する者及び賛否の意志を決めていない者を、自己の意見に賛同させる事にあります。

従って、単なる「賛成」「反対」の意思表示は討論ではなく、賛成又は反対の理由を明確に述べて、自己の意見に賛同させる努力をしてこそ、議員の職責が果たせるのです。

そして、この事が地方議会を活性化させて、町民の負託に応える事になると思います。

したがって、討論は議員の命であり、欠くべからざる責務であると認識いたしております。

さて、本町は町村合併以来、精力的に行財政改革に取り組み、併せて「夢のある町づくり」に挑戦してきましたが、今定例議会では、みなかみ町の輝かしい未来の予想図である「第一次みなかみ町総合計画」が承認され、また町民の憲法とも言える「まちづくり基本条例」も制定されました。

この事は町づくりの手法と本町の進むべき方向性が示されたことになり、今後はこれらを道標にして「水と森・歴史と文化に息づく利根川源流の町・みなかみ」の創造に向けてスタートすることになります。

更には「町章・町花等選考委員会」の審査を経て、町章、町の花・木・鳥も決定し、みなかみ町のイメージの輪郭がはっきりしてきました。

今後は「利根川源流の町」としての誇りと、水源地域としての役割りを認識して、更なる町政の伸展に邁進する決意であります。

議員各位のご指導とご鞭撻を、お願い申し上げます。

結びに、漸く寒さも緩み、春めいた陽気になりましたが、今の季節は三寒四温であり、まだまだ寒い日もあると思います。どうか、議員各位にはご自愛の上、みなかみ町政伸展のために益々のご活躍をお祈りして、閉会のご挨拶といたします。

議長あいさつ

議 長（傳田創司君）　閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期3月定例会は、3月6日より14日までの9日間でありました。途中7日は、猿ヶ京小学校の統合によるところの閉校式が行われ、出席させて頂きました。

70数名の生徒、そして先生方、PTA、父兄、この小学校を卒業された方々とそれぞれの関係者とともに、複雑な感動にひたりましたが、生徒からは大勢の友達とみんなで仲良く、元気に頑張るとの声に励されました。

また3月9日には、湯檜曽公園において、第5回を数える湯檜曽塾を中心に地区を上げてのイベント、県よりの町うち再生総合支援事業の一環で雪を利用され、大きな雪像などを作って、婦人会などの協力により甘酒、ナメコ汁、じり焼きなどのサービスがされ、お天氣にも恵まれての一時となり、大変賑やかなイベントに参加してまいりました。

このような対応をしながら、今期定例会は、平成20年度予算をはじめ、19年度補正予算、そして条例改正、各委員会調査報告など、63議案、そして追加5議案と重なり、議事の多い定例会であったと思います。議員各位には慎重なご審議をいただき無事全ての案件を議了され、大変ご苦労さまでした。

本定例会、ただ今を以て閉会となりますが、本定例会で議論をされ、採択、可決されました内容を十分に踏まえ今後我々に課せられた責任と任務、そして取り組まなければならない諸問題は数多く、これから毎日毎日の多忙が予想されます。

3月ともなると、あちこちで花の便りなど聞こえてまいりますけれども、当地においてはまだ暫く寒さの残る気温変化の激しい日もあるかと思われます。

どうか健康には十分なる注意と管理をされまして、今後の新年度への学校関係を始め、諸行事に対し、ご協力をいただき今後のまちづくりになお一層ご奮闘下さいますことをお

願い申し上げ、各議員ならび町当局関係者の皆様に対し、大変ご協力いただきましたことに深く感謝を申し上げご挨拶とさせて頂きます。

閉 会

議 長（傳田創司君） これにて、平成20年第2回（3月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（13時47分　閉会）